

議長	副議長	局長	次長	調査係長	調査係

建設常任委員会会議録			
日 時	令和元年9月18日(水)	開 議	午後 1時00分
		散 会	午後 4時55分
場 所	第3委員会室		
議 題	付託案件		
出席委員	秋元委員長、高木副委員長、林下・小貫・前田 各委員 (千葉委員欠席)		
説明員	水道局長、建設部長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: right;">書 記</p>			

～会議の概要～

○委員長

初めに、会議に先立ちましてお知らせいたします。

過日開催された当委員会におきまして、副委員長に高木委員が選出されておりますことを御報告いたします。

また、本日、公明党の千葉委員から御家族に御不幸がありまして、委員会を欠席する旨連絡がありましたので、よろしく願いいたします。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、林下委員、小貫委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、説明員より報告の申し出がありますので、これを許します。

「令和元年度除排雪計画について」

○（建設）維持課長

令和元年度除排雪計画について資料に基づいて報告いたします。

1点目は、「庁内の雪対策体制の強化」であります。

「（1）除雪対策本部の早期設置」については、早期の降雪・凍結路面の対応に備えるため、今年度は11月1日に設置をしたいと考えております。

「（2）雪対策町内連絡会議等の定期開催」についてですが、連絡会議は、除排雪計画の策定段階から情報共有を図っていくため、年8回の開催を予定しており、本部班長会議は昨年度と同様に考えております。

次に、2点目は、「市民・除雪事業者等との協働の推進」であります。

「（1）市民：本市の雪対策に対する理解・協力の深化」についてですが、市ホームページに除雪懇談会資料や気象状況等のデータ掲載など、広報内容の充実を取り組むとともに、除雪懇談会等を開催する中で除排雪路線を提示し、皆さんに除排雪水準などを御説明したいと考えております。

「（2）業者：除雪ステーション会議の定期開催」については、昨年度と同様に原則2週間に1度の開催により、共通認識を深めたいと考えております。

「（3）各道路管理者・交通事業者（中央バス）：除雪体制連絡会議の開催」については、関係者との情報交換を密にするため、開催を2回にふやしたいと考えております。

次に、3点目は、「今冬の除排雪作業に係る主な取組」であります。

「（1）バス路線や主要通学路等を優先した除排雪作業の継続実施」についてですが、対象箇所を拡大したいと考えております。

「1）主要交差点等の見通し確保」は、6カ所増の96カ所。

「3）観光に配慮した除排雪の強化」は、昨年度の対象路線に加え、今年度は入船バス通りの歩道など、南小樽駅周辺の歩行者動線等を確保することで、観光都市としてのサービス充実を図っていきたいと考えております。

「（2）銭函地区雪堆積場の新規運用（試行）」についてですが、昨年度利用していた銭函3丁目民有地が今年度は使えないため、今冬は銭函浄水場と銭函4丁目公園用地を併用して、銭函地区の民間の雪を受け入れたいと考えております。

「（3）安定的な除排雪体制の継続」については、昨年度と同様、市内を七つの地域に分け、歩車道の除排雪、凍結路面管理など一括して委託する地域総合除雪体制の構築に向け、現在、共同企業体の編成を進めているところであります。

最後に4点目は、「除排雪路線等に係る主な変更点」についてですが、裏面をごらんください。

「（1）除排雪路線の延長等」は、概括として作業路線の抜本的な見直しではなく、近年の現場の作業実態に即し

て除排雪計画の反映を行ったものと理解いただきたいと思います。

「1）車道除雪計画路線」は、星野地区の宅地造成により、除雪対象路線が増加したこと。一部の3種路線、約27キロメートルを今年度から2種路線に位置づけたことから、路線水準の延長増減が生じたものであります。

「2）歩道除雪計画路線」は、作業方法の明確化とともに、歩行者が多い歩道で継続的な歩行空間の確保を目指すため、出動基準を降雪10センチメートルが見込まれるときと一律化して除雪を実施していきたいと考えております。

「3）排雪計画路線」は、これまで未整備であった投入排雪路線を今年度計画に位置づけができたため、42キロメートル延長が増加したものであります。

「(2) 雪堆積場の開設(予定)」についてですが、「1) 道路管理者及び市民が利用する雪堆積場等」は、銭函地区の位置が変更となりましたが、箇所数は昨年度と同様、5カ所を開設する予定であります。

「2) 道路管理者が利用する雪堆積場」は、1カ所減となり、合計13カ所で雪を受け入れる予定で考えております。

最後に、「(3) 除雪業務の遂行に当たっての主な変更点」についてですが、「1) 地域ニーズに即応し、的確な判断ができる地域総合除雪「業務主任」等の配置」のため、資格要件を一部変更することとしております。

また、「2) 安定的な除排雪体制の持続」については、共同企業体除雪業務に係る再委託は、原則は禁止であるものの、やむを得ない場合に限り、認めている再委託の範囲を拡大していきたいと考えております。本年度は、作業の即応性・安定性を持続できる歩行空間の確保の体制構築を重視するため、歩道除雪工の再委託を認めていきたいと考えております。

○委員長

「小樽市雪対策基本計画の策定について」

○(建設)建設事業室主幹

小樽市雪対策基本計画の策定について報告いたします。

お手元の資料をごらんください。

小樽市雪対策基本計画につきましては、懇話会、分科会を開催しながら、御意見等をいただき、計画策定に向け、検討を進めております。

まず、基本計画の構成につきましては、資料の図にお示ししておりますが、第7次小樽市総合計画で掲げた目標、「北国ならではの自然環境の中、冬期間であっても、外出しやすいと感じられる環境や安全・安心で快適な市民生活を目指します。」、この目標に向けて、重点的な施策として3点の柱立てを行っております。

1点目は、「効率的な雪対策」。2点目は、「協働による雪対策」。3点目は、「雪堆積場等の確保」です。これらの重点施策の具体的な取り組みを、「克雪」、「親雪」、「利雪」の視点を持って位置づけたいと考えております。

次のページ、裏面をごらんください。

第1回目の懇話会、分科会では、「雪対策の現状と課題、方向性等について」。第2回分科会では、「雪対策における協働の課題と取組(案)等について」。第2回懇話会では、「効率的な雪対策の課題と取組(案)等について」をテーマに御意見等を伺ったところであります。

今後のスケジュールにつきましては、年度内に懇話会と分科会をそれぞれ3回程度開催し、令和2年2月に雪対策基本計画の素案を取りまとめ、第1回定例会でお示しし、4月にパブリックコメントの実施後、6月に本計画の策定を予定しております。

○委員長

「貸出ダンプ制度について」

○(建設)建設事業室主幹

貸出ダンプ制度について報告いたします。

お手元の資料をごらんください。

第1回定例会において、貸出ダンプ制度については、今後どうあるべきか抜本的な見直しも含め、検討が必要であることから、予算計上を見送り、今回、第3回定例会で補正予算を計上したところであります。

まず、貸出ダンプ制度の見直しについては、本年4月に実施したアンケート調査では、貸出ダンプ制度を利用する団体のうち、約8割の団体が転回場を必要としており、約4割の団体が2カ所以上の転回場を利用したいとの結果でありました。

また、貸出ダンプ制度を今後も続けてほしいとの意見が多い状況もあることから、今年度は抜本的な見直しを行わず、一部の運用変更を行います。

これらの状況を踏まえて、今年度の変更点については、1点目は「転回場の箇所数」です。作業に必要な除雪機械等の転回場の箇所数について、昨年度1カ所に制限していましたが、作業性を考慮し、申請延長がおおむね200メートルを超える場合については、最大2カ所まで認めることといたしました。

2点目は、「転回場を必要とする場所」についてです。道路幅員が8メートルを超える場所については、道路敷地内での作業は可能であるものと判断し、転回場の利用を対象外とするものです。

3点目は、「転回場の規模」についてです。過大な面積と思われる転回場の利用が見受けられたことから、積み込み作業機械、運搬用ダンプの転回に必要な広さとして、転回場の面積は1カ所当たり100平方メートル程度までとすることです。

なお、現地条件等により、これらの変更によりがたい場合は、個別の相談に応じたいと考えております。

今後の進め方につきましては、今年度の変更点について、昨年度の利用団体へ「貸出ダンプ制度御利用の手引き」に記載し郵送するとともに、市ホームページや積み込み業者への説明会を通じて周知してまいります。

また、貸出ダンプ制度の抜本的な見直しにつきましては、雪対策基本計画策定にかかわる懇話会、分科会等において御意見等を伺ってまいりたいと考えております。

○委員長

「第5回都市計画マスタープラン策定委員会について」

○（建設）内藤次長

第5回都市計画マスタープラン策定委員会について、資料に基づき説明をさせていただきます。

前回の建設常任委員会以降、9月に第5回都市計画マスタープラン策定委員会を開催いたしましたので、その内容とあわせて関連しますので、前回報告の概要を報告いたします。

資料の1ページをごらんください。

一つ目の四角、「都市計画マスタープランについて」では、都市計画マスタープランが基本的方針を定めるものであり、現行計画の計画期間満了に伴い、社会情勢の変化を踏まえ、変更することを記載してございます。

次の四角、「第2次小樽市都市計画マスタープラン」では、2039年を目標とし、第7次小樽市総合計画と将来都市像を共有することや、計画の主要構成として、「①序章第1章」で、改定目的や現状など、「②全体構想」で、将来都市像など、「③地域別構想」で、地域別の方針などから構成されることを記載しております。

次の四角、「策定委員会」では、16名の委員で原案を作成することを記載しております。

次の四角、「第2次小樽市都市計画マスタープラン策定スケジュール等」では、これまで策定委員会で審議いただいた経過について一覧としております。アンケート調査を策定作業のスタートとし、これまで4回の策定会議を行い、太枠の第5回策定委員会にて「地域別構想について」、「序章、第1章の整理について」を審議いただき、これをもって全体を一通り審議していただいたこととなります。

今後の予定は、11月初旬に策定委員会を開催し、都市計画マスタープラン全体を取りまとめ、原案とし、都市計

画審議会での協議、パブリックコメント、第4回定例会での議会議論を経て、来年2月の策定委員会において最終修正等を行い、都市計画審議会に諮問し、3月に公表の予定でございます。

次に、2ページをごらんください。

こちらは、これまで策定委員会に諮りました素案などの内容を要約したものであります。

四角にありますとおり、現状、課題を整理し、全体構想として、第2次小樽市都市計画マスタープランが目指す方向性、まちづくりの基本的考え方、都市マスの基本目標、目標実現のための部門別方針をこれまで取りまとめてきております。

一番下の太枠にあります第5回策定委員会では、全体構想との整合を図りつつ、市民の意見を反映させた地域別構想、地域別まちづくりの方針について御審議いただいており、その概要が次のページとなります。

3ページをごらんください。

「地域別まちづくりの方針の構成」は、左上に記載してございます。4項目で構成されております。

「1）地域の概要」では、地域の特性や人口推移などについて。

「2）市民意向のまとめ」では、アンケートでお聞きした地域の現状と将来のイメージのほか、地域別懇談会で挙げられた地域の宝物についてまとめております。

「3）地域づくりの目標」は、「①地域づくりのテーマ」と「②地域づくりの目標」で構成し、市民意向を反映させ設定してあります。

「4）地域づくりの方針」は、「①土地利用の方針」と「②都市環境等」で構成してございます。この地域別構想は、9地域について策定してありますが、ここでは「地域づくりの目標」と「地域づくりの方針」の抜粋を一覧として記載してございます。

表の右側の列の一番上、中央地域を例に説明をさせていただきます。範囲は、稲穂から入船1、2丁目にかけて「地域づくりの目標」、「①地域づくりのテーマ」は、人が集い、にぎわいあふれる、魅力的で歴史と共存する地域。「②地域づくりの目標」は、活気ある中心市街地の形成、にぎわいある交流空間の形成、小樽らしい景観の形成としております。これらは、市民アンケートにおきまして、現在の地域のイメージを観光客、商業施設が多く、賑やかな地域とする回答が多く、一方、将来イメージでは、文化や歴史を感じさせるまち、利便性の高いまちとなることが望ましいと回答されたされた方が多かったことによるものです。

また、地域別懇談会で旧国鉄手宮線や小樽運河などを地域の宝物とする意見があったことなども反映したものでございます。

次の「地域づくりの方針」は、「①土地利用の方針」では、第3号ふ頭において交流空間の創出など、「②都市環境等」では小樽駅前の市街地再開発、駅前広場の整備などを方針として位置づけております。

次に、現行の都市計画マスタープランからの主な変更点を説明いたします。左列の真ん中の太枠、長橋・オタモイ地域と右列の下から1、2番目の朝里地域、銭函地域の「①土地利用の方針」で、四角で囲んだ記載部分、多様な居住ニーズに対応するため土地利用の見直しを検討していくとしております。

右列の下から3番目、南小樽地域の「①土地利用の方針」で、四角で囲んだ記載部分、JR小樽築港駅周辺地区の用途地域、地区計画の見直しなどを検討していくこととしております。

○委員長

「小樽市の空家等の利活用推進に係る協定の締結について」

○（建設）山岸主幹

小樽市の空家等の利活用推進に係る協定の締結について報告いたします。

お手元にある資料をごらんください。

まず、「協定締結の趣旨」ですが、全国的に社会問題となっている空き家について、本市では平成29年2月に小

樽市空家等対策計画を策定し、これまで市民等の安全を確保することを優先し、危険な空き家に対する各種事業や取り組みを実施してきました。今後、さらに危険な空き家を増加させないためには、予防保全的な措置として、良好な空き家の利活用を推進することが重要な課題であります。このことから、不動産関係団体である北海道宅建物取引業協会小樽支部及び全日本不動産協会北海道本部と本市との間で、本年8月19日にそれぞれと協定を締結し、連携・協力して空き家の利活用を推進するというものです。

次に、「協定により連携、協力する事業」につきましては、次の三つを掲げております。

「(1) 空家等の売却、賃貸その他市場への流通の促進に関する事業」。「(2) 所有者又は管理者に対する空家等の相談に関する事業」。「(3) その他空き家等の利活用推進に関する事業」です。

次に、今年度行う「空家等の流通を促進するための事業の試行」について説明いたします。

通常、宅建業者は空き家を買いたい、借りたいという依頼を受けた場合、建物の登記情報により所有者と交渉しますが、登記情報が古く、所有者と接触できないために売買等の可能性がとまってしまうケースがあります。こういう場合に、市に所有者調査を依頼し、市が所有者と宅建業者を橋渡しすることで、空き家の流通を促進するという仕組みです。この試行により、事業効果の検証と問題点の改善を図った上で、来年度以降に本市が持つ空き家情報と両協会の持つ不動産流通に関するノウハウを連携させた事業の本格実施を行う予定です。

○委員長

「令和元年度第2回小樽市地域公共交通活性化協議会について」

○（建設）新幹線・まちづくり推進室近藤（玲司）主幹

本年8月2日に、令和元年度第2回小樽市地域公共交通活性化協議会を開催しましたので、その内容を報告いたします。

主な協議事項といたしましては、令和元年度小樽市地域公共交通網形成計画に係る事業計画案について協議を行い、承認を得ました。この計画の中には、市内バス運賃の値上げとバス事業者への公的補助のほか、バスの利用促進策などについて、今後、協議していくことが記載されており、現在、これらの実施に向けて検討を行っているところでございます。

今後につきましては、11月に開催を予定しております第3回協議会におきまして、運賃値上げの額について決定し、早ければ来年4月から市内バス運賃の改定を行ってまいりたいと考えております。

また、公的補助につきましても、今年度中に市の補助要綱を制定する予定でございます。

○委員長

「小樽市公共賃貸住宅長寿命化計画の策定について」

○（建設）建築住宅課長

それでは、小樽市公共賃貸住宅長寿命化計画の策定について説明させていただきます。

お手元のA3横の資料をごらんください。

まず、「1小樽市公共賃貸住宅長寿命化計画（素案）の要旨」ですが、この計画の構成としましては、1章から9章で成り立っています。

まず、「1章はじめに」です。計画の目的については、上位計画である小樽市住宅マスタープランと整合をとる。予防保全的な観点で計画を定める。長寿命化による事業を進め、事業量、事業費の平準化を図るということです。

計画期間ですが、令和2年度から令和11年度までの10年間とし、さらに小樽市公共施設等総合管理計画の計画期間に合わせ、令和40年度まで長期的な管理の見通しを示すこととします。

なお、今後の整備事業の進捗状況や社会情勢の変化を踏まえ、おおむね5年をめぐりに見直しを検討します。

続きまして、「2章小樽市の現状」です。人口については、将来人口は令和7年で10万236人に、令和12年で8万9,561人に減少すると推計されております。

続きまして、「3章公営住宅等の特性」です。管理戸数ですが、市営住宅は35団地134棟3,066戸でございます。

次に、整備状況です。市営住宅は、構造、階数により4種類に分けられます。三つ目の中層耐火構造ですが、これは3階から5階建ての鉄筋コンクリート構造のことで、2,371戸あり、全体戸数の77.3%と多くを占めております。

住戸規模ですが、それぞれの専用面積の範囲に該当する戸数と割合を記載しております。住戸規模60から70平方メートルが1,300戸、42.4%で、これが多くを占めているという状況です。

続きまして、設備状況、入居状況、入居者の状況、応募状況について記載しております。

次に、「4章関連既定計画における取組方針」です。この章につきましては、第7小樽市次総合計画を初めとする上位計画や関連計画を掲載します。ここでは、総合計画の基本構想を掲載しております。

続きまして、「5章入居者意向の特性」です。市営住宅全入居世帯2,475世帯を対象に、アンケート調査を実施いたしました。平成17年においてもほぼ同じ項目内容でアンケートを実施しております。結果についてですが、住宅の総合的な満足度割合は、平成17年の調査と比べ、満足傾向、不満傾向ともに割合が増加しております。

次に、特に不満な項目割合で上位5項目を記載しております。

続きまして、「6章課題の整理」です。課題につきましては、本市の現状からみた課題、公営住宅等の特性からみた課題、関連既定計画の取組み方針からみた課題、入居者意向の特性からみた課題。これは先ほどのアンケートの結果をもとにしておりますけれども、これらの課題について記載しております。

次に、「7章市営住宅の整備・活用方針」で、住宅政策全体の理念・目標、市営住宅の整備目標、長寿命化に関する基本方針を記載しております。

次に、「8章市営住宅の事業手法の選定」です。対象は、民間借り上げ住宅以外の全ての市営住宅となります。

まず、「(1)市営住宅の需要の見通しに基づく将来ストック量の推計」です。目標管理戸数の設定ですが、令和11年度で約2,500戸、令和21年度で約2,000戸としております。

次に、(2)からの1次判定、2次判定、3次判定ですが、三つのステージに分けて住宅及び敷地の特性や全体の事業量、事業費の平準化を考慮し、それぞれの住宅について事業手法の判定を行っていきます。

なお、この判定と先ほどの目標管理戸数の設定は、国が示している策定にのっとり行われております。

また、この判定において管理戸数が(1)で設定した目標管理戸数に達するよう目指します。その結果としまして、本計画期間内令和2年度から令和11年度における事業手法ですが、建てかえは新光F住宅、真栄改良住宅、稲穂改良住宅、塩谷B住宅、塩谷C住宅、塩谷E住宅で、用途廃止は桂岡住宅、花園共同住宅、梅ヶ枝住宅、そしてオタモイC住宅となります。個別改善、維持管理については、記載のとおり住宅とします。

次に、最後の章、「9章市営住宅ストックに係る実施方針と効果」です。ここでは、改善事業の実施方針、建てかえ事業の実施方針、長寿命化のための事業実施計画について記載しております。

以上で、小樽市公共賃貸住宅長寿命化計画(素案)の要旨の説明は終わりますが、今まで説明した内容は、中間報告的なもので、今後の策定作業の中で変更する部分が出てくる場合もございますので、御承知おきください。

続きまして、「2今後の策定スケジュール(予定)」についてです。資料の左の下側の部分です。

11月までに素案を作成し、同じく11月に正副議長及び各党派代表の皆様へパブリックコメントの実施について説明します。12月の第4回定例会の建設常任委員会に素案について報告をし、来年2月には原案を作成し、3月に策定します。そして、第1回定例会の建設常任委員会にその策定について報告させていただくという予定です。

○委員長

「地籍調査事業の延期について」

○(建設)用地管理課長

令和元年度地籍調査事業の延期について報告いたします。

この地籍調査事業は国土調査法に基づき、市町村が主体となって実施し、土地の境界をめぐるトラブルの未然防止、土地の有効活用の促進、登記手続の簡素化、費用縮減が図られ、行政にとっては公共物管理の適正化、災害復旧の迅速化を目的として行うものです。

資料をごらんください。

これまでの経過についてですが、平成24年度から国による都市部官民境界基本調査が、住吉町、住ノ江1丁目、若松1丁目などを対象に実施されました。本市においては、その成果をもとに平成26年度から地籍調査事業を実施しており、住吉町地区では境界仮杭設置、現地境界といった一連の地籍調査事業を実施している状況であります。

今年度、北海道への認証手続を経た調査成果の写しを法務局へ送付する予定でありましたが、現在も地権者との協議を継続しているため、認証手続に必要な調査成果の閲覧に至っていない状況であります。このことから、まずは住吉町地区を優先して取り組み、当初予定していた住ノ江1丁目、若松1丁目地区の調査を延期することといたしました。

○委員長

「(仮称)第2次小樽市上下水道ビジョン素案について」

○(水道)主幹

(仮称)第2次小樽市上下水道ビジョンの素案について報告させていただきます。

お手元の資料、「(仮称)第2次小樽市上下水道ビジョン草案と素案の相違について」をごらんください。

ことし3月の第1回定例会建設常任委員会では、草案の中身について説明いたしました。資料の左側の部分がその目次になりまして、右側の部分が今回の素案の目次になります。

主な変更点といたしましては、まず、左側、草案の第1章の「4当初ビジョンの施策の実施状況」につきまして、この項目では、これまでの当初ビジョンにおける具体的施策の実施状況を記載しておりましたが、他都市の状況を確認したところ、本編に記載している自治体は一つもなかったことから、本市におきましても今回、本編から削除させていただきました。

しかしながら、当初ビジョンの検証及び公表は当然必要でありますので、この部分につきましては本編からは除きますが、ホームページ等での公表を考えております。

続きまして、左側草案の「第4章経営戦略」になりますが、この部分につきましては草案の段階では、まだ作業中でしたが、今回、素案作成作業を進めていく中で、上下水道ビジョンと経営戦略の内容に共通点が多いことから、ビジョン自体を経営戦略ですべきという考えに至りまして、資料の実線矢印で表示しておりますが、経営戦略として必要かつ他の章とかぶらない項目を右側素案の第1章と第4章に記載しました。

第1章の「4将来の事業環境」では、水道、下水道それぞれにおきまして、将来の給水量や有収水量を推計した上で、中長期的な更新需要や財政収支の見通しを記載しました。

また、「第4章投資・財政計画」としてこのビジョンの計画期間である、令和10年度までの10年間における投資計画と財政計画を記載しました。

続きまして、素案の中身の説明に移らせていただきます。

お手元の資料、第2次小樽市上下水道ビジョン素案の9ページをごらんください。ここでは、「経営健全化に向けたこれまでの取組」ということで、水道局が過去に実施してきた取り組み、例えば最大で9カ所あった浄水場を3カ所に集約し、効率化を進めてきたことや、水道料金徴収業務や運転管理などの委託を開始したこと、また企業債利息の圧縮を図ったことなどを記載しております。

次に、10ページをごらんください。「現状の課題」ということで、個々の課題については第3章の「実現施策」のところで詳しく記載しておりますが、ここでは今後ますます人口や収入が減少していくという厳しい事業環境の中で対応しなければならない「経営の健全化」、「老朽施設の更新」など五つの大きな課題について記載しており

ます。

11 ページ以降には、「将来の事業環境」ということで、人口や水需要、有収水量の見通しとともに、更新需要や財政収支の見通しを記載しました。11 ページでは、水道事業における将来の給水人口や水需要の予測及び今後 50 年先までの「水道施設の更新需要」、これは前回の建設常任委員会の中で、水道施設更新計画について説明したことと重複しますが、次の 12 ページにありますように、目標耐用年数で単純に更新したケースと、それをさらに施設規模や更新時期を調整して、平準化を図って更新したケースの二つを載せており、平準化を図ったケース 2 では、年間平均で約 13 億円の事業費がかかるという試算になっております。

13 ページをごらんください。将来にわたり安定した経営を継続するためには、施設の更新需要を踏まえた中長期的な財政収支の見通しを予測することが必要になります。ここでは、更新需要は先ほどのケース 2 を用い、人口減少などにより主たる収入である水道料金が減少することを見込んで試算した結果、下のグラフにありますように損益収支、いわゆる純損益で、これは一番下の青い線になりますが、6 年後には赤字になることが見込まれます。一方、黄色い線の資金については、最初は上にあり途中から緩やかに下がっていく線になりますが、これは当面の間、資金が確保されることが見込まれます。しかしながら、損益収支の赤字が徐々に影響し 15 から 16 年後には、資金不足になる見通しとなりました。

続きまして、14 ページをごらんください。「下水道事業」につきましても、処理区域人口や有収水量が減少していく中で、次の 15 ページにありますように下水道施設の更新について、標準耐用年数で更新するケースと目標耐用年数で更新するケースの二つで更新需要の見通しを立てております。適切な維持管理により、標準耐用年数の 1.3 から 1.5 倍を更新基準としたケース 2 の場合では、年間平均で約 23 億円の事業費がかかるという試算になっております。

16 ページをごらんください。こちら更新需要はケース 2 を用い、下水道使用料が減少することを見込んで試算した結果、一番下の青い線である純損益は来年度にも赤字になることが見込まれますが、黄色い線の資金については最初は下にありますが、途中からぐんぐんふえていく見通しとなりました。これは最初、一番上にあった緑色の企業債償還金が大きく減少するためです。

しかしながら、下水道事業は建設事業に対する国からの交付金や元利償還金に対する一般会計繰入金などの財政措置が大きく、制度改正による影響を受けやすいため、国の動向を注視する必要があります。

○委員長

「(仮称) 第 2 次小樽市上下水道ビジョン投資・財政計画について」

○(水道) 総務課長

(仮称) 第 2 次小樽市上下水道ビジョンの投資・財政計画について説明申し上げます。

お手元の資料、素案の 62 ページをごらんください。

まずは、水道事業会計の投資計画について説明いたします。この投資計画は、第 1 章の将来の事業環境に記載している中長期的な視点による更新需要と財政収支見通しを踏まえた上で規模を決定し、今後 10 年間の事業について記載しております。主な事業は三つあり、まず「老朽施設等更新改良事業」では、配水池としては市内で最も古く、また最も容量の大きい低区配水池を入船小学校跡地において更新し、「導・送水管整備事業」では天神導水管や豊倉送水管の布設かえを行うのにあわせ耐震化を図り、配水管整備事業では事故多発管の布設かえとともに、基幹となる管路の耐震化を図る予定です。

63 ページには、主な事業の今後 10 年間の年次計画を載せております。

続きまして、64 ページをごらんください。「財政計画」について説明いたします。この財政計画は、第 1 章の財政収支見通しの前半 10 年間で詳しく示したものになります。「(1) 料金収入の見通し」と「(2) 財政計画の概要」、「①算出方法」については、計画の前提となります条件設定について説明しており、推計した計画は 65 ペ

ージ、66ページに示したものとなります。損益収支、表の項目では網掛けになります収益的収支差引では、平成30年度決算で4億5,000万円ほどの黒字であったものが、令和7年度には赤字になる見通しです。その下の資本的収支は、網掛け資本的収支差引の欄にありますように、ほぼ横ばいとなっております。これらを踏まえた資金収支、計画の表では下から2番目の網掛けになりますが、計画期間の最終年度、令和10年度で約8億円は確保される見通しです。

67ページをごらんください。「③収支の見通しについて」では、今の説明申し上げたことをそれぞれの項目で記載しており、「(3)今後の検討課題等」では、「①経営健全化・収支改善について」と「②料金改定について」の項目を掲げ、検討を要する内容を示しております。

続きまして、下水道事業会計の説明をいたします。

68ページをごらんください。下水道事業の投資計画につきましても、更新需要と財政収支の見通しを踏まえた上で規模を決定し、今後10年間の事業について記載をしております。下水道も主な事業は三つあり、まず「①色内ふ頭老朽化対策事業」では、色内ふ頭護岸の長寿命化対策工事を行い、「②処理場・ポンプ場施設更新事業」では、終末処理場においてリスク評価の高い機械設備や電気設備などの更新などを行い、「③管路施設更新事業」では、おおむね50年が経過した管路から調査を行い、劣化が激しい管路の更新を行う予定です。

69ページには主な事業の今後10年間の年次計画を載せております。

続きまして、70ページをごらんください。「財政計画」ですが、これは水道事業と同様に財政収支見通しの前半10年間を詳しく示したものになります。「(1)使用料収入の見通し」につきましては、水道事業と同様に条件設定について説明しており、推計した計画は71ページ、72ページに示したものになります。損益収支、表の項目では網掛けの収益的収支差引になりますが、平成30年度決算で5億円ほどの黒字であったものが、令和2年度には赤字になる見通しです。その下、資本的収支は企業債償還金が10年間で半分以下に減少するため、網掛け資本的収支差引の欄にありますように、大きく改善される見通しです。これらを踏まえられた資金収支、表では下から2番目の網掛けになりますが、計画期間の最終年度、令和10年度で約10億円は確保される見通しです。

73ページをごらんください。「③収支の見通しについて」では、今説明したことを「(3)今後の検討課題等」で、基本的に水道事業と同様のことを記載しております。ここで、水道、下水道両事業の検討課題に掲げております料金改定、使用料改定について若干、説明をさせていただきます。

52ページをごらんください。「(2)料金システムの充実」、「①わかりやすい料金体系の研究」についてです。本件については、以前から御意見をいただいております基本水量、基本料金について、このたび一定程度、資金余裕の見通しが立ったことから、これまでの議論経過を踏まえ、引き下げに向けた見直しを取り組み項目として位置づけました。

最後に完成に向けた今後のスケジュールですが、本日、素案に対する御意見をいただいた後、10月にはパブリックコメントを行い、それらの御意見を反映したものを今度は原案として、11月に開催を予定しております上下水道事業経営懇話会に示し、それを受け12月に開催される第4回定例会の当委員会において最終案を報告し、その後、完成となるというスケジュールを考えております。

○委員長

「型式の承認が失効した水道メーターの設置について」

○(水道)業務課長

型式の承認が失効した水道メーターの設置について報告いたします。

型式の承認が失効した水道メーターの設置については、令和元年6月25日開催の第2回定例会建設常任委員会において概要を報告させていただきましたが、その後の経過について報告いたします。

概要としては、本年5月31日に納品された水道メーターが、製造事業者における型式承認が失効した水道メータ

一であったために、特定計量器として使用することができないものでありました。6月10日、納入業者からの連絡を受け、すぐに交換工事を停止しましたが、既に794個が設置されていたため、該当のお客様を優先して再交換を行い、前回の建設常任委員会で459個は適正メーターへ交換済みと報告いたしました。

その後の対応としましては、工事は6月19日から始めまして、7月5日に終了し、794個全てが適正メーターへ交換されました。型式の承認が失効したメーターを使用していた期間の料金等は、お客様に請求できないものであるため、7月の定期検針時、該当のお客様には説明の文章を添え、その期間の使用分を差し引いた水量及び金額で水道、下水道使用水量のお知らせを届けました。その後、定期検針を終えた地区から順次、現地を訪問し、謝罪とともに経緯及び料金の説明をいたしました。再交換の案内文章を送付してから現在まで、該当のお客様から数件のお問い合わせをいただきましたが、苦情などはありませんでした。

また、6月17日以降のメーター納入時には、納入業者にメーターの製造年月日及び型式の承認が確認できる書類の提出を求め、再発防止に努めています。

最後に、再交換に係る工事費やお客様に請求できなかった料金等に関しては、納入業者より全額補填する旨の申し出がありましたので、現在、覚書の締結に向け作業を行っております。

○委員長

「議案第23号について」

○（建設）建築指導課長

議案第23号小樽市手数料条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

お手元の資料をごらんください。「1改正趣旨」ですが、今回の改正は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正、令和元年5月17日に公布され、公布の日から6カ月以内に施行等になっています。それに伴い複数の建築物に対する建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係る申請手数料を設けるとともに、所要の改正を行うものです。

「2改正内容」ですが、「（1）複数棟の建築物の連携によるエネルギー消費性能向上計画の認定（変更）申請手数料の設定」について説明いたします。

手数料条例の別表第122号の11に、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料が既存で規定されていますが、今回の法改正で複数の建築物の連携によるエネルギー消費性能向上の取り組みについても認定の対象となったことから、その手数料の算定方法について注記に追加いたします。

別表第122号の12ですが、建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料が既存で規定されていますが、複数の建築物の連携による当初計画の変更認定について、①当初計画に新たに建築物を追加する計画変更の場合の手数料について追加いたします。また、②複数の建築物の連携による当初計画の内容を変更する場合の手数料の算定方法について注記に追加いたします。

次に、「（2）所要の改正」ですが、法の一部改正に伴う文言の追加や修正を行います。

「3施行期日」ですが、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律の施行日、またはこの条例の公布の日のいずれか遅い日の施行と考えております。

○委員長

「議案第28号について」

○（建設）建築指導課長

議案第28号小樽市建築基準法施行条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

お手元の資料をごらんください。「1改正趣旨」ですが、今回の改正は建築基準法の一部改正、平成30年6月27日に公布され、令和元年6月25日施行等に伴い、新たに規定された興行場等について客席部の構造などの制限を緩和する規定を新設するとともに、所要の改正を行うものです。

「2改正内容」ですが、「(1)既存の建築物を一時的に興行場として利用する場合の制限の緩和の新設」ですが、法の第87条の3第5項に興行場等、興行場や博覧会建築物等としての一時使用及び法87条の3第6項に特別興行場等、国際的な会議や競技会としての一時使用が新たに規定されたため、これら既存の建築物を興行場等として一時的に使用する場合について、客席部の構造などの制限、例えば客席の前後の間隔や客席の通路幅などの規定について緩和する規定を、第59条の2に新設するものでございます。

「(2)所要の改正」ですが、建築基準法施行令の一部改正に伴い、条項ずれが生じたことから、第6条で引用している条項を修正するほか、文言を修正いたします。

「3、施行期日」ですが、公布の日から施行と考えております。

○委員長

これより、一括質疑に入ります。

なお、順番は、自民党、共産党、立憲・市民連合、前田委員の順といたします。

自民党。

○高木委員

まず、質問に入る前に、このたびの台風15号、千葉県を中心に亡くなられた方にお悔やみを申し上げるとともに、そして今なお被災されている皆様にお見舞いを申し上げます。一日も早い復興を願っております。この自然災害においては、本市においてもいつ来るかわからない状況であります。議会を通じてその対策を、業務を通じて一つ一つ対策を練っていききたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

また、先日、私のことですが、小樽市の職員の皆さん、そして議員の皆さんには大変御迷惑をおかけしました。皆さんの特段の御配慮をいただいて、無事ですぬ男の子が生まれましたので、御報告をさせていただきます。本当にありがとうございました。

◎(仮称)第2次小樽市上下水道ビジョン素案について

まずは、小樽市の上下水道ビジョンについてです。今回のこの素案として、財政計画の収支の見直しを見させていただきました。上下水道ともこの財政5年後には、純損益が赤字になる。また、下水道については来年から赤字の見通しになるということで、純損益が下がるから水道料金を上げなければならない、または下水道使用料を上げなければならないというふうに見えるのですが、その部分についてはいかがでしょうか。

○(水道)総務課長

御質問では、純損益が赤字になるといったような傾向が、今回の財政収支見通しの中で示したところでございます。最終的に料金改定を考えておりますのは、本市は従来からの資金ベースでの料金改定を行っていた経過がございますので、損益収支が赤字になりました段階でも、資本収支を含めました資金が不足するという段階では、料金の改定を考えなければならないと現時点では考えております。

また、成り行きのまま赤字になるから、全てを料金に求めるのかといったようなことにつきましては、基本的に現在の計画は、一定程度の投資の見通しなどを見込み、あとは現状のまま推移するというのを前提としておりますが、今後につきましては財政の健全化に向けた経営努力もあわせてしていきたいと思っております。具体的には、ビジョンの中で経費節減策として例示しておりますのは、例えば将来の利息負担の軽減を図るために企業債の発行条件の検討を行うことや包括的民間委託の検討を行うなどの項目を掲げているところでございます。

○高木委員

2040何年までのこの純損益がどんどん赤字になっていくというのは、もう目に見えているので、その分についてもそうですけれども、この財政計画も令和10年度までのこの人件費、収支予算の中で、この収入が減っていく、でも人件費が上がっているというこの赤字の部分、これは上下水道ともそうなのですけれども、人口が減る中で水道

収入も減り、下水道収入も減り、でもその人件費がふえる理由というのはどこかにあるのでしょうか。

○（水道）総務課長

本計画の中の財政計画における人件費の見積もりについてでございますが、本計画の推計に当たっての前提条件といたしましては、実際には年齢層はばらばらになるといったようなことは想定されるのですが、そのことによる影響を避けるために、全職員の平均年齢が40代の中盤になる年齢構成が維持されることを前提としております。

今後の推移については、令和元年度予算をもとに次年度以降は、平均昇給率を乗じて推計しておりますので、今後の経済状況によりましては人事院勧告の結果によって、据え置きあるいは引き下げということもあろうかと思いますが、基本的に計画値では安全面を見るということで今年度の平均昇給率を乗じております。この見方をしていることから、計画値としては年々増加する見込みというふうな傾向にはなっております。

今後、退職する職員がふえていくといったようなこともございますので、退職給与の出る年については、人件費がふえるといったようなところもございます。

また、収益が下がっている中、ふえているというところもあるのですが、今回の第2次小樽市上下水道ビジョンの一つの目玉といたしまして、今後50年先までを見据えた更新需要といったものを見込んでおります。今までは、どちらかといいますと先の見通しをここまで立てたことはなかったのですが、その中で今まで行っていなければならなかったことに手がついていなかった事業が、浮き彫りになっている傾向もございます。その中で、今以上に、来年度以降を更新費、投資です。工事費がふえていくといったようなこともありますので、その発注量の増加に対応するための一定程度の人員の増加を見込んでいるのも事実でございます。

あとは、現状のまま推移することを先ほど申し上げましたが、ビジョンの中で現在の組織、機構の検証もあわせて行っていきまして、委託の推進も行っていくことで効率的な組織への見直しも引き続き行っていく姿勢では臨んでおります。

○高木委員

今の答弁の中で、退職金等によって人件費がふえる見込みとあり、例えば小樽市全体の予算の規模を考えると、財政面では人件費のこともどんどん考えていかなければならないだろうし、維持管理を行う職員数も、また違った組織をつくっていくことを予想して、10年後、20年後見据えてしていかなければ、その40年後は我々は多分もう働いていないと思うのですが、その管理をする組織を少しずつでもつくっていかなければ、どんどん衰退していくような気がするのです。

今の上下水道の工事についての国の補助金等で、経営比率はありますけれども、水道工事、下水道工事についても、単費でやる工事の場合の経営比率や材料費、人件費を含め、その企業に利益がある、赤字にならない程度の独自の小樽市の予算というものも、少しは見えていかなければ、どんどん更新の予算だけがふえていくような気がするのですが、その部分に関してはお考えはありますか。

○（水道）管路維持課長

工事発注の経費の関係をお尋ねかと思うのですが、現在、水道局で発注している工事の経営比率や材料費、人件費等については、国や北海道に準じた形で使用させていただいております。この発注工事の中には、国からの補助金を受けている工事等も入っておりますので、今、高木委員が質問された単費だけを独自のやり方でやるのは、ほかのこの国の補助金工事と整合性がとれないことがありますので、今のところは難しいと考えています。

○高木委員

国の公共事業も多分、将来的には変わっていくのだろうと思いますが、先々のその組織に向けて、収入がなければ、維持はできないような企業はたくさんあるので、そういう部分に関しては検討いただきたいと思います。

第2次小樽市上下水道ビジョンについては、最後に今、水道の本管、下水道もそうなのですが、小樽市の管は非常に多分、古い状態が続いていると思うのです。今回、港でガントリークレーンが故障して損害賠償額が約

4,600万円ということでしたが、点検等のことがあるのですけれども、例えばこの水道の本管の破裂等を防止するための点検や維持は今、水道局でなされているのでしょうか。

○（水道）管路維持課長

配水管の破裂に対する事前の点検ということで答弁させていただきます。

配水管の事前の点検となりますと、漏水を調査することが前提となると思っています。私どもにおいても毎年、一定程度の地区を決めて漏水調査を行うことで、まずは小さいうちからの修理を行って未然に防いでいるというのが、事前点検として考えているところでございます。

○高木委員

いつ、どこでこういう災害が起きるか、災害というか破裂等あるかわからないので、水産加工場など結構な水量を多分使うと思うのです。そういう近辺なども、ほかのところは大事ではないというわけではないですが、そういうところを重視して管の維持管理をしていただきたいと思います。

◎空き家対策について

空き家対策について質問をさせていただきます。

先日、北海道宅地建物取引業協会小樽支部と全日本不動産協会北海道本部との協定の締結を行ったわけでありまして、その中で、連携と協力をして空き家に活用していくという状況が書いてあります。今の状況と今後の方向性をお聞かせいただけますか。

○（建設）山岸主幹

今の状況と今後の方向性でございますけれども、空き家の利活用に対しての協定を結んだわけですが、空き家の利活用につきましては、これまで空き家・空き地バンク制度を実施しておりましたが、なかなか空き家の利活用が進むというほど登録、成約がないという状況でございました。今後、協定を結んだことによりまして、今まで空き家・空き地バンクというのは、どちらかという所有者が登録したいということで、我々としては受動的な形での利活用ということでしたが、今後は協定を結びまして、市が保有している空き家情報と宅建業界等の利用協会が持っている不動産流通に関する需給情報を連携させることで、空き家所有者に対して、こちらから能動的に空き家の利活用を促すことができると考えております。これによりまして、今まで相続物件などで放置されている空き家の掘り起こしが行われ、より多くの空き家の利活用につながるものと考えております。

○高木委員

前回は質問させていただいたので、空き家の活用、所有者との連携は、そのまま引き続き募集だったり、仲介をしていただきたいと思います。この空き家と、もう一つ、公共賃貸住宅の長寿命化につなげて少し質問させていただきたいのですが、今、市営住宅の中で、戦後、樺太から引きあげてきた人たち、昭和40年ぐらいが一番人口が多い年だったと思うのです。19万人ぐらいで、住むところもなく、長屋がすごく建設された部分が、今も名残があるような気がするのです。

市営住宅の改修や用途廃止など、今、計画されている中で、改善をしようと、20戸のうち5戸しか入っていないところなどを、その地区の周りの空き家を市で活用して、そこを賃貸で貸す。10年間の費用対効果で税収が入るといふ仕組みは考えたことがありますか。

○（建設）山岸主幹

今、高木委員から御提案のあった制度、そういうものについては、市で検討したことはございません。

○高木委員

多分、財政も絡むと思うのですけれども、大きいものを維持するのは、今後、20年、30年後には維持できないような状況が続くと思うのです。住んでいる人を退去させるということではできませんが、今ある大きいものを、入っていないのに募集をかけて改修をして、その費用対効果を出すのであれば、今の古い部分を、全部が全部、用途廃

止にするのではなくて、用途廃止を検討しながら、少なく住んでいる方々に空き家を市でリフォームをして、同じ家賃の収入を得て回収をしていく。二千何百カ所の市営住宅を全て使うのではなく、どんどん周りの使える空き家を使える状態にして小樽市で管理をしながら住んでいただく。そういうことを促すことは考えたことはありますか。

○（建設）山岸主幹

今の御質問ですけれども、既存市営住宅の居住者をあいている市営住宅に移すということになるかと思うのですけれども、そうした場合、公営住宅は住みかえという制度になるところなのですけれども、この住みかえという制度、公営住宅法の中でできる場合がかなり制限されているところでございます。例えば用途廃止が伴う場合や現在高層階に住んでいる方がいらっしゃったとしたら、だんだん加齢とともに、身体的になかなか機能がきつくなって、階段の上りおりが苦しくなったなど、そういうときに新しい別の市営住宅の低層階に移ることができる。そういうふうに条件が限られているところでございまして、古いところから、より機能性のあるところにあいている部分での住みかえという、そういう形のものというのは、現段階ではなかなか難しいところではございます。

○高木委員

住みかえが、かなうかかなわないかも置いておいて、今の空き家・空き地バンク制度の中で、空き家がはたまた減っていくのか、私はふえ続けると思うのです。あるいは、小樽市の市営住宅の条件等もあると思うのですが、小樽市が民間のものを活用していかなければならない時代もいつかは多分、来ると思うのです。条例で守らなければならない。でも、だからできない。そうすると、いつまでたっても、私はできないと思うのですけれども。これは市長判断になるかわかりませんが、計画だけを立てるのは、それは条例でも何も関係なく、こういうふうにしたいというものを少しでも考えていかないと、この空き家というのは絶対に減っていかないと思うのです。

本当に活用しなければならない、売買するのもそうですけれども、大きい建物を維持管理するのではなく、少し小さいものをコンパクトにしていかないと、どんどん財政が厳しく、維持ができない。だから、では20年後どうしようかと、また同じ議論になってくると思うのです。その条例を変える変えないは難しい部分もありますが、話すだけはただなので、その部分のアイデアを踏まえながら、どうしたらできるだろうということと一緒に考えていかなければ、空き家はなくならない。ましてや、今の市営住宅を建てかえる、改修する、またお金がかかる。10年、20年でそれが回収できるのかの部分も見えないので、小さいものから少しずつ税収を上げていくという部分を考えていただきたいと思っています。

◎陳情第6号について

天狗山ロープウェイ線最上団地停留所に冬期間も停車することの要請方の陳情ですが、冬でもとめてほしいということだと思うのですけれども、ここは冬期間とめられない理由や停車できない理由が、多分、過去にあると思うのですが、その部分としては情報をとっているでしょうか。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室近藤（玲司）主幹

当該バス停につきましては、現場の勾配が非常にきつく、通常であれば停留所には向かないような場所ですが、要望がありまして、夏だけ特別に開設している経過がございます。また、現場はロードヒーティングになっているのですけれども、強く降ったとき、もしくは強く冷え込んだときには、雪が完全に解け切らない可能性がございます。

こうしたことから、事業者としましては、100%安全を確保することが無理であるという判断のもと、安全上、開設はできないと聞いております。

○高木委員

私もバスの運転手に聞いて、冬は大きいバスはロードヒーティングがかかっているけれども、大きいものが横滑りをすると。その横滑りで待っている人をひいてはいけないと、ひやひやするぐらい滑るらしいのです。でも、願意として市民の皆さんから来ているものを無視はできないのですけれども、ロードヒーティングの電圧を上げながら、私

も電圧の操作などやっているのですけれども、電圧を上げることによって、今の天狗山のロードヒーティングの雪がシャーベットになるのか、みぞれになるのか、そういう部分は把握していますか。

○（建設）維持課長

ロードヒーティングにつきましては、設計発熱量がありまして、それで熱を路面に伝えるという状況ですので、運用としてはそれほど大きくはできないですので、多少、温度設定を変えることによって融雪を促進することは可能ですけれども、大きな融雪状況の相違は、なかなか見られない状況です。

○高木委員

この部分については、市民の願意ということで、自民党としては継続審査にしたいと思っておりますけれども、最上線と天狗山ロープウェイ線では、バス停が近いところにある最上線に乗ってくださいというのだからそうなのですが、最上線と天狗山ロープウェイ線の間をどうにかとめるような打ち合わせを北海道中央バス株式会社と進めたいと思いますので、ぜひ続けていただきたいと思っております。

◎陳情第5号について

最後に、きょう現地視察を行った陳情第5号星野町ゴンシロ川流域（星野町71・172地域）の上水道整備方についてであります。

今回、現場に行かせていただいて、もともと川が通っている、水道のないところで生活を多分されていたと思いますが、私の中では、あそこは市街化調整区域のところを家を建てて住んでいるわけでありまして、今回の陳情の中で、行政サービスとしてどこまでできるのかを少しお聞きしたいのですが。

○（水道）管路維持課長

陳情がありました水道整備の関係でございますけれども、陳情者からは、意見交換の場を求められておりますので、今後、意見交換会を実施して、その中で陳情者の話を聞いて、行政サービスになるのか、何ができるのか、考えてまいりたいと思っております。

○高木委員

私が今回思ったことは、お水を流してくれている方と今、住んでいる方、その中に行政サービスとして職員が仲介で入っていただいて、例えば冬場開業していない場合の水の管理がどうなっているかや消毒をされている水を流せるのが可能なのか、逆に住んでいる方が中継で井戸をつくることは多分しないと思うのですけれども、消毒液を使わないような水を流しているチサンカントリークラブ銭函と住んでいる方の仲介役として、うまくつなげてほしいのが私の意見です。解決策はまだ見出せないで、これも継続審査にさせていただきたいのですが、行政として市民の声を仲介役、相談役をしていただけると、後に解決策も出てくるのではないかと思いますので、引き続き、打ち合わせをしていただきたいと思っております。

○委員長

自民党の質疑を終結し、共産党に移します。

共産党。

○小貫委員

◎令和元年度の除排雪計画について

まず、報告の中の除雪について、1点だけお伺いしたいのですけれども、除雪路線の延長というところで、第2種路線をふやすと、第3種路線から移行するのが27キロメートルだということなのですが、これは具体的にどこの話をしているのかお聞かせください。

○（建設）維持課長

平成27年度から3年間、生活路線におきまして、第2種路線並みの除雪ができないか試行しておりまして、ある

程度、可能だという判断ができましたので、やるという状況です。

ただ、その路線については、例えばなのですけれども、長橋5丁目の路線が第3種路線だったのですが第2種路線にしたり、あと、北海道小樽潮陵高等学校の上の潮見台2丁目のエリア。潮見台のジャンプ場がある付近なのですけれども、あの辺をもう少し除雪ができるという判断をしましたので第2種路線にしました。あと、桜4丁目や新光4丁目エリアを試行でやった結果、今年度から第2種路線に昇格をさせていただいたというところであります。

○小貫委員

後で見たときに、住所よりも路線名を言ってくれたほうが調べやすかったと思うのですが、それは後で資料をいただくことにいたします。

◎第2次小樽市都市計画マスタープランの策定経過について

第2次小樽市都市計画マスタープランについても少しお伺いしたいのですが、いただいた資料の3ページです。土地の利用方針を変更しているところが4点ほどありますけれども、まず、それぞれもう少し具体的に、なぜこういう見直しの検討になったのか、どのような検討方向で考えているのかお聞かせください。

○（建設）都市計画課長

まず、多様な居住ニーズに対応するため、土地利用の見直しを検討等という部分になりますが、例えばオタモイ、幸地区につきましては、昭和40年代に計画的に開発された住宅地において、今後、リフォームや建てかえ時期が到来することが想定されることから、今後も幅広い世代が住み続けられる住宅地として、ライフスタイルの変化や子育て期、高齢期などのライフステージに応じた居住ニーズに適切に対応するため、現在の良好な住環境に配慮しつつ、本市の用途地域の中でも、この地域は最も建ぺい率・容積率が低いエリアとなっていますので、例えば建ぺい率であれば40%、容積率であれば60%、こういったかなり低い建ぺい率・容積率になっていますので、それを緩和するなどの土地利用の見直しを少し検討していこうと。あくまでも、当然、住民の意見を聞きながらアンケート調査などをして見直しを検討していきたいと、今考えているところでございます。

もう一つ、築港の関係については、本来、築港地区に関しては特殊な地区計画がかかっておりまして、大規模未利用地の土地利用転換を円滑に行うために、土地利用転換に必要な道路などの公共施設の整備にあわせて、建築物の用途の制限や容積率の緩和が受けられる特殊なものとなっています。この緩和については、現在の工業地域から商業系の用途地域に変更されることを前提として、建築基準法に基づいて許可されているものとなっております。今後、地区計画の土地利用転換がおおむね完了する見込みで、用途地域の見直しを検討していくことになっております。

○小貫委員

住環境の整備、多様な住宅ニーズにということ、建ぺい率、容積率を緩和していくという話ですけれども、人口がふえていくのであったら、建ぺい率、容積率を緩和するのはわかるのですが、人口が減っているときに、より広い土地で、要は、隣接する建物とすき間が比較的小さくなるということになると思うのですが、そちらのほうが住環境としては、住宅は広がるかもしれないけれども、土地利用としては良好な住環境の整備という方向に結びつくのかなという疑問があるのですが、その辺はいかがでしょうか。

○（建設）都市計画課長

建ぺい率・容積率の関係ですけれども、例えば100平方メートルの土地があったとして、そのうち、建ぺい率でいけば40平方メートルが建てられる面積となっておりまして、今よりもかなり空きスペースがあるような状況になっています。我々が考えているのは、いかにして今、住まわれている方に長く住んでもらうかということを考えてときに、居住者のニーズに対応した中でいろいろと検討していかなければならないということで、今回、こういった位置づけをしているようなところでございます。

○小貫委員

◎小樽市の空き家等の利活用推進に係る協定の締結について

もう1点、空き家の関係で、協定の締結というお話がありましたけれども、こういうことをやる事業についての財源は、全て単費、市の単独でやるのか、何か補助制度があってその枠内でやるのか、いかがですか。

○（建設）山岸主幹

今回の協定を結んで行く、連携する事業を三つと掲げましたけれども、まず、流通に関する事業については、基本的には我々が調べる能力といいますか、我々が空き家の所有者を調査して、その所有者から活用してもいいよという同意をもらうという労力、人件費に当たりますが、それは試行事業の段階では、我々の今いる職員の中の部分で行おうと思っていますので、基本的には事業費はかからない。

また、相談事業につきましては、相談会に要する講師の講師料や会場費などがかかってきますけれども、それにつきましては、国の交付金のメニューもたしかあったと思うのですが、今、事業費の算定の中では、余りお金をかけないでやろうと考えておりますので、今の中では、まだその試算というところまでは、はっきりと申し上げられない状況でございます。

○小貫委員

◎議案第28号について

議案第28号小樽市建築基準法施行条例の一部を改正する条例案についてですけれども、興行場なのですが、小樽市に当てはまるのはどういうところがあるのか、説明してください。

○（建設）建築指導課長

興行場というので、小樽市に当てはまるものということなのですが、興行場につきましては、興行場法という法律があります。興行場法では、「興行場というのは、映画、演劇、音楽、スポーツ、演芸又は観せ物を、公衆に見せ、又は聞かせる施設」ということで定義されております。この同法による施設につきましては、市内の施設ですけれども、まず民間施設では、築港にあります映画館や演芸場、色内にありますライブハウス、そして市有施設ですけれども、市有施設につきましては、市民会館及び市民センターが興行場法の施設になっていまして、市内では合計5施設ということになってございます。

○小貫委員

現在、条例で定めている客席数、これは最少で何席となっておりますか。

○（建設）建築指導課長

興行場の最少の客席数ですけれども、条例の中では、特に最低何席というところまでの規定はされておられませんけれども、客席部の定員についての算定方法ということで条例には記載されておまして、客席部の定員数の区分に応じた形で興行場の基準を定めている規定があります。

○小貫委員

その基準を定めている部分の席数は、区分ではどういうふうになっておりますか。

○（建設）建築指導課長

区分の最少では、客席部の定員が400人以下ということで規定はされております。

○小貫委員

400人以下の場合、新たに建設する場合、どういう条件が満たされる必要があるのでしょうか。

○（建設）建築指導課長

400人以下の場合の条例の規定ですけれども、まず、敷地と道路との関係という規定がございまして、施設が建つ敷地につきましては幅員6メートル以上の道路に接することが求められます。そして、興行場から屋外に出る主

要な出入口、これが道路に面している場合には、2メートルの奥行きが必要となったり、また、主要な出入口が道路に面していない場合は、奥行きが5メートル必要となるというような規定などがございます。

○小貫委員

それで、興行場の建設が規制されている用途地域はどうなりますか。

○（建設）建築指導課長

興行場が規制されている用途地域につきましては、小樽市の指定している用途地域の中でいいますと、「第一種低層住居専用地域」、「第一種中高層住居専用地域」、「第一種住居地域」、「第二種住居地域」、「工業地域」、「工業専用地域」、の六つの用途地域で規制されております。

○小貫委員

つまり、いわゆる住宅地と工業地で規制されていますと、だめですということによろしいですか。

○（建設）建築指導課長

委員のおっしゃるとおりだと思います。

○小貫委員

それで、何で、そうしたらそういうところを、特に住宅地ではだめですというふうにされたのか、その理由は何ですか。

○（建設）建築指導課長

まず、興行場というのはふだん我々が日常生活を送る上に当たりましては、直接的に結びつきが少ないということが、あるのかと思います。また、興行場につきましては、不特定多数の人が集散する施設ということもありますので、基本的には住居系の用途地域では許容しないということで、商業施設の立地を許容している商業系の用途地域や準工業地域で許容するという考え方だということで認識しております。

○小貫委員

ただ、今回は住宅地ではだめですといていたものを住宅地にある建物を利用して興行場として利用することができるという話なのですが、ということになると、新規の建設だとだめなのだけれども、住宅地にそれだけ大きい施設がどれだけあるかという話はとりあえず置いておいて、今ある住宅を興行場として一時的に利用することは、建設はだめだけれども利用はいいですと、こういうことになるのですね。

○（建設）建築指導課長

委員のおっしゃるとおり、建設はだめですけれども、一時的な利用ということで、今回の法改正では許可になったということがございます。

○小貫委員

先ほど建築指導課長が答弁していましたが、多数の人が集散すると、もちろんそこには迷惑行為が生まれてくると。道路も本来、幅員6メートル以上に接していかなければいけないとか、出入口も2メートルの奥行きが必要だということも緩和されるという話だと思うので、それは余計な緩和であろうと思いますので、次の質問にいきます。

◎陳情第6号について

まず、陳情第6号天狗山ロープウェイ線最上団地停留所に冬期間も停車することの要請方についてからいきますけれども、最上団地停留所の利用の人数についてお聞かせください。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室近藤（玲司）主幹

最上団地停留所の利用者数についてなのですが、こちらにつきましては、市も以前に調査したことはございますけれども、一部のバスの便しか調査していないということもありまして、正確な数字ではございません。今回、改めて事業者にも問い合わせをしたのですが、残念ながら統計はとっていないという回答でございました。

○小貫委員

不正確だというのは、どういう条件のもとで、どこが不正確で、その調査の結果は何人だったのだけれども、どこが不正確だったのかというのを説明してもらえますか。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室近藤（玲司）主幹

この調査につきましては、全便調査ではなくて、一部の便のみを調査しております。こうした場合、便によっては、乗っているお客様にかなり差が出ますので、そうした意味で、一部の便だけを調査して、それから便数を掛けて出したような数字というのは、我々としては正確な数字を捉えていないのではないかという見解があるため、現在、使っておりません。

○小貫委員

一日通しての利用数ではなくて、何時から何時までなど、調査した時点では何人でしたということは言えないのですか。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室近藤（玲司）主幹

手元に今、何時から何時に調査したのかという資料がないのですけれども、そのときの、大体全便の3分の1程度の便に乗り込んで調査を行ったと。その便の調査結果から、逆に3倍の数字を掛けて出していくと、このときの数字では乗降合わせて1日20人程度であったというような状況でございます。

○小貫委員

先ほど、高木委員から、ロードヒーティングの出力の問題がありましたけれども、まず、バスの事業者が安全にとめられる必要があると思うのですが、一つ、ロードヒーティングの出力の部分で、上げてても余り効果ないのではないかという答弁があったのですけれども、これについては、どういう調整が可能なのでしょうか。単に温度という話はしていましたけれども、どの程度それをやったら効果があるのかということ、完全にとまるのに、本当に温度調整だけでは絶対だめなのか、その辺の条件も含めてどうなのでしょう。

○（建設）維持課長

ロードヒーティングの関係なのですけれども、調整は多少大きくという状況であります。ただ、どうしても厳しい気象状況によって、1時間の降雪量が極端に多い場合や気温がマイナス6度、マイナス7度以下になりますと非常に解けづらい状況がある。それから、風がついた場合も同様の状況がありますので、なかなかそういう厳しい気象状況の中でバスを運行するということに対しては、十分な安全が確保できるかどうかというのはなかなか担保できないものですから、我々としてはなかなか検証しにくいというのが実態かと思っています。

○小貫委員

それで、もう一つは道路の形状の問題もあると思うのですけれども、仮に形状を変えたら相当大変だと思うのですが、事業費としては相当必要になってくるという見込みなのでしょうか。

○（建設）建設事業室長

今、小貫委員が質問されているのは、勾配を緩和するという意味かと思うのですけれども、あそこの道路につきましては、大体15%ぐらいあるということの中で、頂上部と、それから下の部分の旧最上小学校の部分の高さともう決まっておりますので、これを緩和するというのは、技術的にも困難だということでもあります。

○小貫委員

それで、ロードヒーティングの出力に戻りますけれども、まず、確かに出力を上げましたと。これでとまれるでしょう。さあ、バス停つけてくださいというわけにもいかないと思うので、例えばことしの冬、ヒーティングの出力、温度調整上げてみて、それで事業者が実際にそのケースで走ってみてもらって、その結果、事業者から意見を再度聞いてみることはできないのでしょうか。

○（建設）維持課長

今、御指摘のとおり、ロードヒーティングの運用については、多少はできるかと思っております。ただ、先ほど申し上げたとおり、どうしてもやはり厳しい気象条件でそれをやってもどこまで効果が出るのかと。それをどう検証するののかというのは非常に難しい問題がありますので、状況は見ていきますし、バス事業者の御意見も聞いてみたいと思っております。ただ、具体的に検証するということは、少し御容赦願いたいと思っております。

○小貫委員

御容赦願いたいというのは、明確な答弁としては、今できないという話なのか、やらないことを了承してくださいという話なのか、どちらですか。

○（建設）維持課長

確かに、安全を確保するという意味で、いろいろ検証するのは大事なことですけれども、やはり、ロードヒーティングという電気代の経費は、すごく除雪費を圧迫している状況になっております。なので、どこまでそういうのができるかというのは難しい問題がありますので、我々としては、気象状況に応じた適切な運用をするというところで今後も頑張っていきたいと思っております。

○小貫委員

聞いたことに答えていないと思うので、もう一回答弁をお願いします。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室近藤（玲司）主幹

先ほど維持課長が答弁したとおり、ロードヒーティングが万全ではないことは事業者も既に承知しているところでございます。本件につきましては、事業者も以前から要望を受けておまして、現場の環境を見て、既に危険であるという判断をしております。事業者にも、また改めてお話を伺ったのですけれども、現状で十分に判断可能であり、試行などの必要はないということでした。

○小貫委員

つまり、市がだめだと言っているのではなくて、事業者がもうこれ以上はだめだと言っているということなのか。何か方策は別に、今、ロードヒーティングの話は私と高木委員がしましたけれども、そうしたらほかにどんな方策があるかというのは、検討する余地があるのではないですか。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室近藤（玲司）主幹

現状は、勾配というどうすることもできない抜本的な問題がございます。この状況では、バス事業者にバス停をつくるような要望は、単純にはそのまま上げることは、できないと考えております。さまざまな観点から、まずは市民の方からこういう要望があったということは、バス事業者と共有していきたいと考えております。

○小貫委員

協議をしていくということなので、ぜひ、そうしてください。

◎陳情第5号星野町ゴンシロ川流域（星野町71・172地域）の上水道整備方について

今度は、銭函の水道の問題に移ります。

まず、陳情書にも書いてあるのですが、いつ住み始めて、給水区域の設定がいつでなど、その他の事項も含めてもう少し時系列的に、市として押さえていることを説明してください。

○（水道）整備推進課長

時系列に説明ということですが、上水道に関しましては、この地域の給水区域は、昭和38年12月に認可を受けております。排水管等の整備につきましては、昭和45年、46年に行っている状況でございます。

○（建設）都市計画課長

私から当該区域の都市計画の経緯について説明させていただきます。

当該区域につきましては、昭和15年の朝里村との合併に伴いまして、昭和18年5月28日に都市計画区域に編入しております。その後、昭和45年7月1日に市街化区域と市街化調整区域の区分を行っているところでございます。

○小貫委員

陳情によれば、この周辺の住民は、給水区域の認可が始まる前から住んでいたということなのですが、何で上水道が整備されてこなかったのか、これについて説明してください。

○（水道）管路維持課長

この陳情地区は、現在もそうなのですが、当時の認可を受けたときも、多分そうだったと思うのですが、十分な水圧が確保されない地区でございましたので、給水区域から外れているということで、現在までも上水道が整備されていないと考えています。

○小貫委員

それで、給水区域以外に給水する方法、もしくは、給水をやろうとする人の負担はどういうふうになるのか、説明してください。

○（水道）サービス課長

給水区域外に給水する方法といたしましては、給水区域内に受水槽を設けて、そこからポンプで加圧をして給水する方法があります。費用負担につきましては、給水区域内で通常、工事されているのも自己負担となっていますので、ここでも自己負担となります。

○小貫委員

それ以外に自分で井戸を掘るという方法もあると思うのですが、これも、もちろん自己負担だと思います。それで、上にあるチサンカントリークラブ銭函はどのように取水しているのでしょうか。

○（水道）管路維持課長

これについては、私どもでまだ確認はしておりません。

○小貫委員

陳情書では、ゴルフ場の建設の関係で水が取れなくなったという話なのですが、こういうことになると、基本的に原因者が保障するということが考えられるのですが、契約満了でもう終わりですと。それで、給水施設を譲り受けたのですとなっているのですが、最後まで原因者が保障しなくていいものなのか、時限的というのがあり得るものなのか、これはどうなのでしょう。

○（水道）管路維持課長

これについても、私どもはそのときのいきさつを直接聞いてはございませんので、この陳情に書かれている時系列でいくと、ゴルフ場によって今まで使用していた川の水が使えなくなったと。しばらくはゴルフ場が供給をしてくれたのですが、一定程度、契約が満了して、ゴルフ場で使っていた施設を譲り受けたと聞いてございまして、その中でどのようなお話し合いがされたかというのは、把握はしてございません。

○小貫委員

それと、陳情書に書いてある点で一つ聞きたいのですが、新幹線工事に伴う湧水が不安視されているのですが、これはどういう意味なのでしょう。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室佐藤主幹

陳情書に記載がございまして、詳しくは私も御本人からお話を聞いていませんので、具体的なことはわかりませんが、一般的な話でいきますと、トンネル工事でトンネル掘削をしますと、周辺地区の地下水位が下がる場合がございます。これも発生するかどうかよくわかりませんが、そういったことの御懸念だとは思いますが、

参考にですが、鉄道・運輸機構としては、この辺のどこに井戸があるかというのは全部把握しておりますので、もし、そういったような部分につきましては、個別の井戸についてまだ調査はしていないのですが、調査

が進んだ中でいけば、ここに影響があるのかどうなのかはわかってくるのかと思います。

○小貫委員

ということは、鉄道・運輸機構がもう既に調査して、湧水の可能性がある、地下水位が下がる可能性があると言っているわけではなくて、まだ、あくまでも一般論の範疇だと。調査はこれからだということよろしいですか。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室佐藤主幹

おっしゃるとおりです。

○小貫委員

それで、現地を見てきましたけれども、給水パイプがさらに上にあることで、そこへの点検、または通路の管理が大変だと。消毒剤の投入の話もありましたが、こういった不安の声に対して市が何か協力するということはできないものなののでしょうか。

○（水道）管路維持課長

私も実際に現場で管理されている方とお会いして、お話は聞かせていただきました。ただ、先ほど答弁もさせていただいたとおり、今後、陳情者と意見交換会を行いますので、その中で何を協力できるか話を聞いて、考えてまいります。

○小貫委員

陳情者というか近隣の住民という、対象の住民ということよろしいのでしょうか。

○（水道）管路維持課長

作業内容をお聞きしたのは近隣の実際に管理されている住民の方で、お話し合いをするのは陳情者、もしくは陳情者にかかわった方が出席されると思っています。

○小貫委員

陳情者は町会の会長ということになっていますから、恐らくそこに住んでいる方ではないと思うので、住民が出てくると思うのですけれども、チサンカントリークラブ銭函は何か話し合う予定はないのでしょうか。

○（水道）管路維持課長

今のところ、私どもからチサンカントリークラブ銭函とお話しする予定はございません。

○小貫委員

給水区域外で上水道を通すことは無理だということを言っているのですけれども、例えば、深川市で給水区域外で飲料水の確保が困難な地域に補助を出すという制度を設けているのですが、このようなことは、実際、可能なのでしょうか。

○（水道）次長

深川市のホームページを見ると、小貫委員のおっしゃるとおり、確かに給水区域外での費用の一部を助成するという制度があるのは、つい先ほど少し見させていただいたのですけれども、これを水道局としてやるのは、少しなじまないのかとは思っているところなのですが、小樽市全体の政策として、こういった方々に対して何かできないのかというのは、今後、市長部局も含めて検討する課題の一つと考えています。

○小貫委員

今の答弁だと、本来、水道会計で行うべきではないと。やるとしたら福祉施策として市長部局の仕事になるのではないかという見解でよろしいということでしょうか。

○（水道）次長

今のところはそういうふうには思っているのですけれども、深川市が実際、どこが支出しているかというのも調べていないのでわからないのですが、少し見たら、富良野市でも同じようなことをやっているのですけれども、会計は市長部局からということも書いてあります。その辺のことも含めて検討しなければならないと感じているとこ

ろです。

○小貫委員

先ほど、現地視察に行ったときに出てきた方と話していましたが、やはり、上水道でなければダメなのですかと正直に聞いたのですけれども、安定的に水が供給されることが一番の願いなのだという話でありましたので、もし水道局が上水道が無理だと言うのであれば、基本的には、もともと上水道給水区域を決めるときにいたわけですから、上水道の整備が望ましいことはもちろんですけれども、やはりソフトの面で、まずチサンカントリークラブ銭函と、近隣住民との橋渡しをして、先ほど高木委員も同じように話していましたが、そういうことを積極的に関与していくことが必要だと思うのですけれども、それを聞いたら、まずは意見交換からと言うと思うのですが、チサンカントリークラブ銭函との関係も含めて積極的に関与していただきたいと思いますが、答弁をお願いします。

○（水道）次長

小貫委員から先に言われてしまいましたけれども、基本的には、皆さん方の意見交換会を設けて、多分、その中でそういった要望も出てくるかとは思ってございますので、水道局として全然かかわらないというわけにもいきませんので、協力できる部分に関しては協力していきたいと考えております。

○小貫委員

◎陳情第4号について

それで、陳情第4号「ばるて築港線」塩谷までの延伸方についてですが、これは前期に続いてまた陳情が出てきているわけですが、もう長年の願いなわけですが、この塩谷の住民の声を小樽市としてどのように捉えているのか、まずお話ししてください。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室近藤（玲司）主幹

住民の皆様の声をどのように捉えているかという御質問でしたが、ばるて築港線の沿線には、市立病院を初め多くの病院がございまして、こうした病院に通院するに当たって、塩谷地区の住民の皆さんは乗りかえといった負担が生じていることは認識しております。

また、オタモイ、新光、こういった各方面からばるて築港への直通便が現在ある中、塩谷には直行便がないということも認識しております。

○小貫委員

事実を認識しているだけとしか聞こえなかったのですけれども、どのように捉えているのかというのは、事実だけを捉えているということなのですか。その思いなどについては、何の感想も持っていないということなのでしょうか。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室近藤（玲司）主幹

先ほど述べました2点を大きな住民の皆様の声と捉えまして、行政としましては、何らかの手だてができないかということは考えているところでございます。

○小貫委員

それで、実際に、恐らく市としても、そうは言っても中央バスにどうでしょうかという話はしていると思うのですが、バス事業者として何で実現困難なのか、これはどのように聞いていますか。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室近藤（玲司）主幹

バス事業者としましては、まず、塩谷とばるて築港間につきましては、住民の方は乗り継ぎで移動することは可能であるので、住民の足としては、確保されているとの認識でございます。

また、直行便につきましては、現在は440円かかっておりますので、直行便を出しますとバス事業者としましては、直接220円の大幅な減収になります。現在、市内のバス事業者の収支は非常に悪化して悪い状況にありまして、こうした状況の中、利用促進策にはなるのですけれども、減収になるような施策は実施することはできないのが事

業者の見解でございます。

○小貫委員

だから、そこなのです。公共交通網の計画をつくって、市としての責任をどう果たすのか。先ほど主幹は、何とか手だてはとりたいと思っていると。でも、答弁はバス事業者の見解しか述べないのです。減収になるというのであれば、それに対して市としてどういう対応をとるのかということを考えていかなければ、まずならないと思うのですけれども、いかがですか。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室近藤（玲司）主幹

小樽市としてどのような施策を行っていくのかということでしたが、まず、小樽市としましては、市内のバス路線の経営の安定化を最優先して図らなければいけないと考えております。したがって、実際の赤字に対しまして運賃の値上げ、それから公的補助、市からの補助を投入して、まずは赤字を解消する。そして、赤字を解消させて、今の状況を脱して、その後、またこういった利用促進策、減収になるようなものも含めてそういったものを打って行って、持続可能な交通網の維持を目指したいと考えております。

○小貫委員

今、運賃の値上げと公的補助をやって赤字を解消していくことが、まず第一段階だという話はしていたのですけれども。その後に、直行便にすることが、今の答弁だと利用促進につながると考えているという答弁だったと解釈できるのですが、そのように捉えているということによろしいですか。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室近藤（玲司）主幹

ばるて築港への直行便のように、まさに住民サービスのために長い距離を均一料金で走らせているパターンがたくさんございまして、これは当然、利用されている方々にとっては利便性が高いので、利用促進策にはなるのではないかと考えております。

○小貫委員

その利用促進になるということなのですが、もう一つ、公的補助という言い方があったのですが、ただ、それと利用促進策との間では、段階を分けた答弁に今、なっていますけれども、公的補助はどういうことを指しているのですか。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室近藤（玲司）主幹

公的補助は市からバス事業者に対する補助ということを考えておりますが、これを出すに当たっても、国庫補助など活用できるものを全て活用して、市の負担を最小限にとどめた上で、市の補助をバス会社に投入したいと考えております。

○小貫委員

それだったら、現在、調べている段階でいいのですけれども、バスの運行に関しての国の補助というのは、例えば積丹線が出ていたと思うのですが、こういったものがあるのかお聞かせいただけますか。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室近藤（玲司）主幹

今考えているバスの国庫補助に関しましては、地域公共交通確保維持改善事業費補助金という補助金のメニューになりまして、この中でも、地域間のバスは地域間幹線系統確保維持費国庫補助金で、市内のバスになりますと地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金というメニューがございまして、こういったものが該当すると認識しております。

○小貫委員

少し時間を使ってしまったので先にいきますけれども、実際に塩谷のバス停からばるて築港までということなのですが、平日、例えば昼間だと、1時間に塩谷線は何本ぐらい走っているものなのでしょうか。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室近藤（玲司）主幹

塩谷線の便数についての資料が今、手元にごいません。

○小貫委員

ただ、一つ、陳情者からは、おたもい・ばるで築港線を塩谷まで延伸することと、これが要望として上がっているわけですね。これがたしか1日7便だったと思うのですけれども。これを言ったら、バス事業者としては受け入れられなかったという話だと思うのですが、例えば今、塩谷線が1時間に何便かという話しましたが、塩谷線を旧国道ルートと長橋バイパスルートの二つのルートに分けて、長橋バイパスルートをばるで築港を終点にするということになると、もちろん到着も早くなるでしょうし、長橋5丁目の方も乗れるという話になるのです。そういう話だとか、何もおたもい・ばるで築港線につながなくても、例えば、余市線の終点をばるで築港にするなど、ほかの路線も含めて終点をばるで築港にすることも考えられるのではないかと思うのですが、今、幾つか言いましたけれども、その場合、事業者としてどういうふうにデメリットを感じているのかお聞かせください。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室近藤（玲司）主幹

塩谷から来ている便、それから余市から来ている便、こういったものをばるで築港を終点にするとした場合、現行のバス料金の体系にこれを当てはめると、結局、塩谷から乗った方は220円でばるで築港まで行けることになると。現在は皆様から440円いただく形でいっているのですが、この分はやはり減収になってしまうということで、先ほど、バス事業者がこの施策に踏み切れない一番の理由としては減収があるということを答弁しましたが、減収という意味では、全く同じことになってしまうと解釈しています。

○小貫委員

ただ、新幹線・まちづくり推進室主幹が言っていたのは、市としては何か手だてはとりたいけれども、減収に対する対策が必要だということだと思うのです。

ただ、住民の声を第一に考えて、市としてどういう手だてをとれば事業者として願意を満たすことができるのか、ぜひ、事業者とよく協議をしていただきたいと思うのですが、これについてはいかがですか。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室近藤（玲司）主幹

先ほどの答弁と少し近いのですけれども、事業者の見解のとおり、現在、市内のバス路線の収支は非常に厳しい状況ですので、我々としましても、収入減となるような要望をそのまま単純に伝えることは難しいと考えております。最優先すべきは、バス事業者の経営の安定化と考えておりますので、まずは、こうしたことに市は尽力してまいりまして、こうした状況をまずは脱せれば、利用促進策としてこうしたこともどんどん協議してまいります。ただ、現状では、これは住民の方の切なる思いでございますので、地域公共交通活性化協議会、こうしたところの検討課題の一つとして事業者とともに情報共有し、考えてまいりたいと考えております。

○小貫委員

◎地籍調査について

地籍調査の関係で1点だけ。この間、自民党がいろいろ真剣に取り組んでいますけれども、いまいち見えてこないのが、一体、市としてはどう解決するつもりで、その解決をいつまでに出すつもりなのか、しっかりと見直しを出していただきたいのですが、いかがでしょうか。

○（建設）用地管理課長

どう解決するつもりなのかということにつきましては、個人の財産にかかわることでございますので、今後も地権者の御理解を得られるように協議を継続してまいりたいと考えております。

あと、いつまでということでございますけれども、既に同意を得た地権者に不利益が生じるケースも考えられるということがございますので、今年度の一つのめどにして業務を進めていきたいと考えております。

○委員長

共産党の質疑を終結し、この際、暫時、休憩いたします。

休憩 午後3時07分

再開 午後3時28分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

立憲・市民連合。

○林下委員

◎今後の除排雪予算について

まず、除排雪についてでありますけれども、雪国に住む住民にとって、除排雪は住民生活を支える最も重要な役割を担っていると言っても過言ではありません。私も近年、さまざまな観点から、年間を通じて除排雪に対する市民の要望や苦情といったものが、一番多く寄せられてきたと考えています。

小樽市の現状として、人口減少が進み、空き家が目立つ現状になっても、除排雪に対する市民の要望が減少することはないのではないかと感じています。

私は、以前にも取り上げてきた経緯がありますけれども、今までは町会などで協力し合って、私道の除雪を行ってきた経緯があって、今度は高齢者や空き家が目立ったために、除雪が困難になって、何とか市で除雪をしてもらえないかといった相談が多く寄せられるようになっております。

今後も、こうした相談はふえることが想定されます。

しかし、一方で国は地方自治体に、人口減少に比例した交付金の削減を続け、行政サービスの削減を当然のように求めていると思いますが、除排雪を初めとして行政サービスの低下は、地域の人口減少に拍車をかけ、地域に人が住めなくなることに繋がります。そうした意味で、先ほど説明をいただいた令和元年度の除排雪計画には、非常に具体的な取り組みが示されております。わずかでも除排雪の路線の延長が計画されたことは、厳しい財政状況の中で市民の要望に応えようという必死の思いが、私は伝わってきました。

私が前段に申し上げましたとおり、国の動向が今後の計画の推進に悪影響を与えなければいいという考え方で、何点か質問したいと思うのですが、今後の除排雪予算の確保について、どのような展望を持っておられますでしょうか。

○（建設）維持課長

今後の除雪予算につきましては、全国的に設計労務単価の上昇が続いております。また、市内に設置のロードヒーティングの電気代にかかわる単価の上昇も見られるということもありまして、除雪事業を取り巻く財政事情は、年々厳しさを増しているという状況になります。

しかしながら、除排雪につきましては冬期間の円滑な交通を確保することで、市民生活や経済活動を着実に支えていくことができるため、大変重要な事業であると認識しております。現場としましても、今後とも必要な予算要望を継続してまいりたいと考えております。

○林下委員

それで、現状では一般会計の3%ぐらいは除雪費用の予算ということだと思うのですが、この規模は、どの程度、維持していけるというお考えをお持ちでしょうか。

○（建設）維持課長

予算規模につきましては、本市の人口減少、それから少子高齢化が続いている中、除雪事業が本市の施策全体の中で、どれだけ重要な施策であるかという位置づけによるものですから、現状の予算の継続性をすぐに答えるとい

うのは、なかなか難しいものと考えております。

しかしながら、建設部としましては、今後とも必要な除雪予算を積み上げまして、予算要望を継続するとともに、気象状況の変化によっては補正予算も視野に入れていくなど、冬期間の市民生活、それから経済活動の支障にならないように、できる限り、適切なタイミングでの除排雪作業の実施に努めてまいりたいと考えております。

○林下委員

除排雪予算は、いろいろな形で対策を考えていかなければならないということだと思っておりますけれども、今後も、例えば市民の協力や理解など、そういった分野を含めて、やはり継続的に、この予算を確保していくためには、小樽市の担当者としては、どのようなことを考えているのか、お聞きしたいと思います。

○（建設）維持課長

除雪予算につきましては、先ほども答弁したとおり、除雪単価などが上昇しておりまして、除雪費全体を押し上げる厳しい状況と認識はしております。

ただ、より一層、効率的、効果的な除排雪作業や凍結路面対策、それから雪体制管理などを推進していくことを、市も当然やっていきたいと思っておりますし、市民協働を推進していくことによって事業計画のための必要な予算は、引き続き確保してまいりたいと考えております。

○林下委員

◎雪対策基本計画の策定の進捗状況について

先ほど、雪対策基本計画の策定の進捗状況についても御報告をいただきました。

その点について、気になる点を若干拾ってみたのですが、先般行われました雪対策基本計画策定に関する勉強会に、私も参加をしてまいりましたが、近年、人口減少や高齢化の進展などによって、社会環境が変化をしている、除排雪作業を担う建設業の人材不足、このままでは将来的に除排雪体制の維持が困難になるという可能性があることを訴えておりました。

そして今後も、冬の市民生活を支えていくために、将来を見据えた雪対策の基本を策定することにしたと書かれておりますけれども、これは全く異論のないところではありますが、やはり人口減少と高齢化の進展ということと、市民からの除排雪に対する要望は、また新たな形で高齢化ということを踏まえれば、いろいろな形でふえてくるのではないかと、あるいは複雑化していくのではないかと考えられるのですが、この点については、どのように分析をされているのでしょうか。

○（建設）建設事業室主幹

市民要望がこれからふえていく、複雑化していくということについてでございますけれども、行政だけの取り組みには限界があると思っておりますので、既存概念にとらわれず、地域における支え合いも含めて、雪対策基本計画策定の中で、市民の皆さんと協働の取り組みについて検討してまいりたいと考えております。

○林下委員

それと、もう一つ、除排雪を担う人材の確保については、大変だという考え方を記されておりますけれども、札幌市も既に何年前から、オペレーターの確保に向けた講習会などに取り組んでいると承知しております。それでも、札幌市も人材の確保は厳しい状況が続いていると聞かされております。

本来は、事業者や業界団体として責任ある取り組みをしていただかなければならないと思っておりますけれども、持続可能な除排雪のために、人材を確保するために、どのような取り組みが必要と考えておりますか、お聞きしたいと思います。

○（建設）建設事業室主幹

除排雪を担う人材確保についてでございますけれども、雪対策基本計画策定にかかわる懇話会の中で、除雪事業者への支援が必要と提案をさせていただいております。

例えば、冬期間だけではなく、通年の業務量を継続的に確保することにつながるような、業務を担っていただいている業者への受注機会をふやすような施策も必要と考えてございます。

○林下委員

通年の雇用確保という考え方、これは本当に私も異論はないのですけれども、今、こういう仕事をする若者がなかなか減ってきていると。私は何とか小樽市でそういうことを推進するといっても、なかなか難しいことだと思うのですが、やはり待遇改善は絶対に必要だと思うのです。そのことを何とか、これからの施策の中で業界にも働きかけて、本当に魅力を感じる仕事、あるいは本当に誇りを持てる仕事にさせていただかなければ、深夜作業ですし、非常に厳しい環境で働いているわけですから、そういうことが持続につながっていくと私は思っているのですけれども。

そういう待遇改善に関して、今、通年雇用という話がありましたけれども、賃金の問題などを含めて、その点についての取り組みとしては、やはり難しいですか。

○（建設）建設事業室主幹

主に除雪作業を担っていただいている建設業の皆さんのことになろうかと思えますけれども、建設業の方々も、林下委員が今質問されたように人材不足というものを課題として認識しております。

若い人が建設業の業界に入ってこないという実態も聞こえてきますし、それに対して、どういう政策なり、業界を含めて、行政も含めて、どういう取り組みができるのか、建設業の皆さんとも今後も話し合っていきたいと考えてございます。

○林下委員

次に、今回の計画の位置づけとして、第7次小樽市総合計画を上位計画とする中長期計画に位置づけられるということで、関連する個別の事業計画なども整合と連携を図りながら作成してまいりますと言われているのですが、これに異論はないのですが、今、国においてはコンパクトシティ構想というのが言われておりまして、積極的に地方にも推進をなさいと求めていると思います。

それは行政経費を削減をするという観点から位置づけられていると思うのですが、この計画では、そのことの整合性は図られているのかどうか、お聞きしたいと思います。

○（建設）建設事業室主幹

雪対策基本計画とコンパクトシティ構想との整合についてでございますけれども、今後人口減少、高齢化の進行にあわせて、除雪等の道路延長等が減ることは、余り考えがたいと思っております。本市の財政的な負担も大きくなるということを推察している次第でございます。

コンパクトシティ構想の具体化には時間を要するものと考えておりますので、雪対策計画策定の中では、行政経費の削減の観点から、雪対策におけるコスト縮減の取り組みを含めて、検討を進めてまいりたいと考えてございます。

○林下委員

大体、私が懸念していた部分と非常に近いお答えだったと思うのですが、先ほども台風のお話がほかの委員からも出ておりますが、どうも最近、記録的な豪雨や超大型台風など、いろいろなこういう自然災害が大型化をしてきている。いろいろと報道などを見ている限り、どうしても人口の密集している地域が、被害が拡大する大きな要素となっているのではないかと。そういった意味で、やはりコンパクトシティというものの自体、考え方というのは、例えば住宅密集地を逆に解消していくとか、まちづくりの考え方を最近の気象状況や災害のことを参考にしながら、これはもう小樽市だけでできることではないのですけれども、やはり国に対して、そういう意見を具申する機会というものはないのでしょうか。

○（建設）建設事業室主幹

コンパクトシティ構想についてでございますけれども、今後の雪対策に関連してということの御質問でございますけれども、本市では、具体性のある取り組みは今後のお話かと認識してございます。ただ、構想の趣旨としては、今後の方向性としてはコンパクトシティということで、コンパクトなまちづくりということにつながっていくのかと思うのですが、それに伴って雪対策についても、効率的な取り組みは可能になってくると認識してございます。

国に対しては、いろいろな機会があると思っておりますので、事あるごとに、そういう関連してコンパクトシティの取り組みにつながるような要望なり、取り組みの案を提言案として、相談も含めてさせていただきたいと思っております。

○林下委員

◎（仮称）第2次小樽市上下水道ビジョンについて

質問を変えます。第2次小樽市上下水道ビジョンについて伺いたいと思います。

これまで、水道事業に関連した議会議論では、現状では小樽市の水道事業は黒字であり、料金を下げるべきという発言も多くなされております。

それで、値下げを検討するというような答弁がなされてきたように思うのですが、将来の水道事業の環境では、損益収支が6年後には赤字になると見込まれ、15年から16年後には資金不足が見込まれるとなっております。

下水道事業についても、損益収支は来年度にも赤字になると記されておりますが、こうした厳しい事業環境の中で、料金を値上げするといった、先ほど基本水量の見直しと答弁をされていたと思うのですが、今回のビジョンとの整合性というものは、どのように説明をするのか、お聞きしたいと思います。

○（水道）総務課長

今回の第2次小樽市上下水道ビジョン策定に当たり、試算いたしました。この先30年間の財政収支見直しの中では、林下委員から御指摘をいただきましたように、損益収支が非常に悪化するという傾向が出ております。

一方、いわゆる運転資金に当たります資金収支については、この計画期間であります10年間は一定程度確保されるという見直しになりました。

今の御質問の中でもございましたが、私どもが見直しを考えておりますのは、現在、月10立方メートルであります基本水量、それに対応する基本料金といったような部分でありまして、既に基本水量、月10立方メートルを超えている人の料金等を下げるといったような見直しは考えているものではございません。

以前からの議会議論にもございましたように、現在の基本水量であります月10立方メートルに満たない方が約4割いらっしゃることも踏まえ、まずは現在の時代に合った基本水量というのはどういうものかといったような見直しという趣旨で今回、見直しを行うということでありまして、皆様の全体のところを値下げするという趣旨のものではございません。

見直しによる影響額につきましては、今後、基本水量を何立方メートルに下げた場合、対応する基本料金を幾らにするといったようなシミュレーションを行いまして、最終的には料金等を審議会に諮問した上で、決定するというを考えております。

○林下委員

それでは、基本的な考え方についてお伺いしたいと思うのですが、小樽市の人口減少は、さまざまな対策を講じて、なお厳しく計画に反映をしなければならないということは、残念ながら現実の問題として受けとめざるを得ないと考えています。

ただ、事業用上下水道の収入見込みについては、景気の動向やこれまでの小樽市の取り組みを踏まえても、見積もられているのかどうか、滞在型観光等、そういった意味で宿泊者が伸びているなど、いろいろな要素としては、もう少し事業用の収入は見込めないのかというのが率直な考え方なのですが、その点についてお伺いしたい

と思います。

○（水道）総務課長

今、林下委員からの御質問にございましたように、事業用、私どもでは業務用と家事用ということで、用途別に水道料金は設定しております。

家事用につきましては、人口減少による影響がやはり大きいもので、今後、減少傾向というのは大きいのですが、今回の第2次小樽市上下水道ビジョン策定に当たりましては、家事用と業務用を分けて計算しております。

業務用の収入の見込みの推計方法、計画策定の前提条件といたしましては、まず、水道料金については、料金構成には、先ほどの基本水量とありました基本料金と超過料金の2本立てになるのですけれども、基本料金については使用水量、使った水の量によって増減するものではございませんので、私どもとの契約した件数と、契約件数に当たります調停件数、その調停件数が過去どのように推移をしているかといったようなことの傾向から、若干の減少ということで見込んでおります。

ただし、超過料金については使用した水量から算出することになり、過去5年間の平均減少率ということになりますので、家事用に比べて低い減少率で見込んでいます。

また、下水道使用料につきましては、基本料金は水道料金と同じ調停件数といったような契約件数の推移と同様に、若干の減少ということで見込んでおります。

超過料金につきましては、過去5年間の推移をとりましたところ、今、御質問でもございましたように、インバウンドによる観光客の増などの影響にもよりまして、若干ではありますが、増加傾向といったような傾向が見込めております。

ただ、今後10年、30年といったようなことをこのままの傾向で、増加で伸ばしていくというのにも、少し不安もございますので、下水道の業務用超過料金につきましては横ばいと、現在の見込みから同額で推移とすると見込んでおりますので、トータルといたしましては、人口減少による家事用の減少に比べて、業務用の傾向については、緩やかな落ち込みというような傾向で見込んでいるところでございます。

○林下委員

そのとおりでと思うのですが、ただ景気が緩やかに回復をしている中で、余り業務用を取り巻く環境というのは、人口減少ほど深刻ではなくて、むしろ逆の方向に伸びていくという、私はイメージをしていたものですから、ぜひその点を重点に、これから小樽市の水道事業も、しっかり頑張ってもらいたいという思いで質問させていただきましたので、よろしく願いをいたします。

◎陳情第5号について

それで、次に陳情第5号星野町ゴンシロ川流域（星野町71・172地域）の上水道整備方について、けさほど現地の視察をさせていただいたのですけれども、基本的には、市民生活に必要な不可欠なインフラですから、これは何とかしてやりたいという思いは、みんな同じだと私は思います。

現在の小樽市内で上水道を利用していない世帯はどのぐらいあるのか、その点について、お調べになっているのでしょうか。

○（水道）サービス課長

給水区域内と給水区域外と分けて説明しますが、全体で平成30年度末現在の数値でございます。

給水区域内で水道を御利用にならない方は27世帯47名です。給水区域外が41世帯81名となっております。

○林下委員

これは給水区域内の41世帯という人は、給水を断っているという理解でよろしいですか。

○（水道）サービス課長

給水区域内のほうでよろしいのですか。

○林下委員

27世帯。

○（水道）サービス課長

27世帯47人ということです。

以前、何年か前にアンケート調査を行った結果、半分以上は必要ないという言い方です。あとは本管からの取り出しが、結構距離が長いものですから、工事費が相当かかると、そういったことでもやられていない方が居るようです。

給水区域外では、まだ調べていませんけれども、一応データとしては先ほど答弁した41世帯81人となっております。

○林下委員

陳情の中身を見ますと、昭和48年からチサンカントリークラブ銭函と協定を結んで、給水を受けていたとなっておりますけれども、平成15年に契約が満了したということで、給水施設を譲り受けたということになっております。

それで実際に、こういう協定というのは、生活に欠かせないものですから、小樽市がこの協定を結んだときに何かのかかわりをもった、あるいは相談を受けたなど、そういう経過はあったのでしょうか。

○（水道）管路維持課長

協定を結んだときの経過につきましては、私ども水道局の中には、前にも御質問があつてお調べをしたのですが、資料ございませんので、どのようなことをやったのか、この場では答弁できません。

○林下委員

私も、いろいろ記憶しているのは、平成29年に銭函インターチェンジの拡張工事に絡んで陳情があつたということで、そのときには、このことはその中の1項目ということで認識をしているのですけれども、つまり、それまでは小樽市には、そうした要望などが全くなかったという理解でよろしいでしょうか。

○（水道）管路維持課長

市全体の部分については私は把握はしてございませんが、水道局に関して、今、陳情があつた地区から、要望等の記録というのはございません。

○林下委員

水道事業というのは、いろいろな観点から、なかなかこれは難しい問題だと思うのですが、水道局としては、給水義務がないという御判断のように受け取れるのですが、それは法的に何か根拠があるという理解でよろしいですか。

○（水道）整備推進課長

給水区域につきましては、水道法の逐条解説に、「給水区域については、当該地域における水系、地形、その他の自然条件及び人口、土地利用、その他の社会条件、水道により供給される水の需要に関する長期的な見通し並びに当該地域における水道の整備の状況を勘案して合理的に設定されたものであること」と記載されておりますので、これらを考慮いたしまして、給水区域を設定させていただいておりますので、こちら給水区域外となっている現状であります。

○林下委員

先ほど次長からも、いろいろ考えなければならぬという答弁があつたように私は思ったのですが、これから、この陳情の趣旨について、いろいろな調査や検討が必要だと思いますけれども、小樽市としては、趣旨を踏まえて相談に乗る、あるいは調査をするなど、いろいろなそういうことについては今後やっていくお考えはあるのでしょうか。

○（水道）次長

市として何かやれることはないのかという御質問だったと思いますけれども、まず、先ほどの小貫委員の質問でも答弁させていただきましたが、陳情者からは意見交換会の場を設けてくださいという話をされていますので、その中でいろいろお話を伺って、水道局として対応できるものもあるかもしれませんし、市全体で考えなくてはならない部分もあると思いますので、その辺は御意見を伺った上で対応していきたいと考えてございます。

○委員長

立憲・市民連合の質疑を終結し、前田委員に移します。

○前田委員

◎陳情第5号について

建設常任委員会に付託されました、陳情第5号星野町ゴンシロ川流域（星野町71・172地域）の上水道整備方について現地を視察してきました。これに関連して、市内はどうなっているのかということを含めて、各委員、今いろいろと質問がありましたので重複する部分もあろうかと思いますが、質問させていただきます。

初めに、市内の上下水道の敷設と普及率についてお伺いをします。

これはパーセントでお答えください。先ほど一部、世帯、人口というのが出ていましたので、パーセントでよろしくお願いします。

○（水道）サービス課長

給水区域内の普及率になりますけれども、現在99.92%です。

○前田委員

これ敷設と給水率と二つ、お願いしたのですけれども。

○（水道）サービス課長

敷設というのは下水道のほうですね。

下水道普及率は平成30年度末現在で99.02%となっております。

○前田委員

ということなので、先ほどの質問をしていた方もいましたが、これが給水区域内で99.92%の残りの方が27世帯の47人、あるいは41世帯の81人ということになるのでしょうか。

○（水道）サービス課長

前田委員のおっしゃるとおりでございます。

○前田委員

それで、きょう銭函も見てきましたけれども、数軒かたまって、そういう給水されていない地域、水が敷設されていない地域は市内に何か所あって、何世帯、人口でもいいでしょう。なるのですか、お聞かせください。

○（水道）サービス課長

町名別で申し上げます。

先ほどの給水区域外での世帯及び人口ですけれども、全体で41世帯81名と答弁しました。

町名別に詳細を説明しますと、蘭島7世帯13名、忍路11世帯24人、塩谷10世帯16人、春香町10世帯21人、見晴町1世帯2人、今回、陳情出ているところの星野町2世帯5人、これを合わせて41世帯81名となっております。

○前田委員

星野町2世帯。きょう行ってきたところは2世帯の5人なのですか。陳情書には、そのようには書いていませんが。

○（水道）サービス課長

このデータは平成31年3月31日現在の数値でございます。

○前田委員

そうすると、平成29年に出された陳情には何と書かれていますか。

○（水道）サービス課長

これは住民基本台帳を基本にして、ことしの3月31日に出した数字なのです。それで平成29年から異動があったという判断でこの数字になっています。

○前田委員

住民基本台帳ということは、きょう行っていたところの地区の方のどなたかは、住民基本台帳に載っていないと、そういう方からも陳情が事実上、上がってきているという解釈でよろしいですか。

○（水道）サービス課長

あくまでも住民基本台帳を、先ほどの下水道の普及率も含めて基本にしていますので、もしかしたら、そういう可能性もあるかもしれません。

○前田委員

それで41世帯の81人なのですが、これは6ブロックぐらいに、聞いたところによると分けられるのだけれども、これら6ブロックの地域から、こういう上下水道の関係について、何か要望、意見というのはどのようなものが寄せられているのか、あるのか、ないのか。

○（水道）管路維持課長

今質問がありましたブロックから要望等を出されているのは、今回の星野町が記憶としては残っている部分でございます。

○前田委員

文書として出されているところは、きょうのゴンシロ川のところ。私が個人的に聞いているのは、蘭島方面の方で、俺のところなどは水道も来ていないのだ、何とかしてくださいという御要望も承っております。そういうことで今こういう質問をしているのですけれども。

ただ、長年のそういうことで、もう諦めているというような人もいるのではないかと。だから、何か御要望がございませぬかと行けば、必ず、ゴンシロ川と同じような御意見が、出てくるのです。文化的生活をしたいという、こういう人ばかりなので、そうではない人はほとんどいないと思いますので。そういうことで、この辺もできれば調査して、今後のそういう施策に生かしていただければと思います。いかがですか。

○（水道）管路維持課長

今質問された地区の全て把握しておりませんが、給水区域から外れている部分では水圧が十分ではないなど、そういうことでできないのもあるのかと思っておりますので、その辺は機会あるごとに一度確認はしたいと思っております。

○前田委員

それで、今、給水区域外の話が主にこうなってきているのだけれども、この給水区域外を給水区域内にするためには、変更や改正など、どのような手続が必要になってくるのか。

○（水道）整備推進課長

給水区域の拡張になりますけれども、水道事業の変更・認可となります。要件としまして、当該地域の将来における水の需要や水道施設の整備状況を勘案して、合理的に設定されたものでなければならないとなっております。

○前田委員

それで、きょう陳情にあったような、こういう共同で取水しているところは6ブロックの中で、それ以外もある

のかもわからないけれども、そういうところはあるのですか。

○（水道）サービス課長

この中にも含まれているのですけれども、春香町の開拓水道などは、多分聞いたことはあるのかと思うのですが、ああいうところでは、川の水を自分たちで飲める水にして供給しているというところがありますけれども、このほかに確認できているところはございません。

○前田委員

この陳情のくだりの部分を朗読してくれませんか。

○（水道）総務課長

では、今回いただいております陳情の文書を読み上げさせていただきます。

星野町ゴンシロ川流域の上水道の整備を行ってください。

陳情地域には現在5戸の住宅があり4世帯が居住しています。

昭和30年当時に入植後、ゴンシロ川の沢水を生活飲料水として利用してきました。

昭和48年、チサンカントリークラブ銭函ゴルフ場の建設により、ゴンシロ川の濁水などで利用不能となり、ゴルフ場が設置した給水施設で地下水をポンプアップして飲料水を確保しました。6世帯。

平成15年、契約満了となり、給水施設を譲り受けましたが、平成22年、施設の老朽化、地下水の濁水で使用不能となります。以後、チサンゴルフ場の給水をタンクに分けてもらう形で現在に至っています。

ゴルフ場からの給水パイプの保守点検、山裾のタンクまで200メートルの通路の管理、冬期間はかんじきによる通路の確保、3日に1回の消毒剤投入等を余儀なくされています。

濁水時の給水制限もあり……。

○前田委員

そこまででいいです。

そういうことで、このくだりのところ、冬期間200メートル雪をかき分けて、かんじきを履いて、吹雪の日も、どんな日でも、やはり水を確保するためには行かなければならないのです。そういう厳しい生活環境に置かれている、そういう小樽市民がいるということ。これが事実ですし、現実です。そういうことで、きょう、ゴンシロ川の陳情の箇所を見てきたわけです。それで大変だと思って見てきました。

そういったことで、こういう厳しい生活をしている市民がいるということなのですが、水道局長に質問したいのですけれども、小樽市民は、少なくとも平等に、文化的に等しく生活をする、当然権利はありますよね。そういう観点から、こういう生活をしている人がいるのだということが現実にはわかったのですけれども、将来のそういう管理等を含めて御所見をお聞かせいただければと思います。

○水道局長

前田委員からの質問でございますが、今回の陳情の件につきましては、先ほど担当から給水区域の拡張の認可の件と技術的な事項については答弁させていただいております。将来の居住世帯がふえるかどうか不透明であり、見込めないような状況でございますので、現状の水道事業として、公営企業として実施するには大きな課題があります。

また、給水のための配水管等の整備について多額の費用がかかるということを我々、今想定しております。今回の陳情地域以外の他の地域も含めて、同様にこれを整備するという形になりますと、数億円の費用がかかってくるということが想定されます。そういった中で考えていきますと、水道事業の経営に与える影響が大変大きくて、現状の公営企業としてやる場合については、取り組みは少し難しいと考えております。

しかし一方では、人は水がなければ当然生きていきませんし、事業も成り立たないわけでございます。そういったことも我々は十分理解しているつもりでございます。

住民福祉の向上という観点から、小樽市として何か対策ができないかということを考えなければならないと思っております。それと全国的にも、給水区域外に開設されました小規模な自営水道が人口減少から維持が困難であるといった事例が出てきておりました、国においても多様な給水の方法の研究について、今進めているような状況でございます。こういった動向も注視しながら、何らかの給水方法について、我々としても検討していきたいと思っております。

これらのことを踏まえまして、住民の皆さんと今回陳情いただきました居住されている皆さんと十分協議をさせていただきまして、どういった方策が小樽市としてできるのか検討してまいりたいと考えております。

○前田委員

それで、第7次小樽市総合計画の基本計画原案の答申がされております。その中の上下水道等についての項目がございます。附帯意見が付記されまして、出されておりますが、どんな附帯意見が出されておりますか。

○（水道）次長

まちづくりの六つのテーマ、施策の4の上下水道ということで、下水道の整備された市街化区域と隣接した市街化調整区域に住んでいる人からも下水道整備の要望があるので、その対応について検討をお願いしたいというような意見がつけられております。

○前田委員

そうですね。下水道と水道は表裏一体、同じです。ということで、このことについて同席されております水道局長が答弁されておりますよね。どのような答弁されたのかについてお聞かせください。

○水道局長

そのときの最終的な話でございますが、これについては認可変更を伴うということがございまして、北海道の事業認可を受けなければならないということになっており、現状は市街化区域のみの事業計画の認可を受けているということもございまして、北海道との調整も必要になってきますので、それを含めまして、検討したいということで答弁しております。

○前田委員

水道局長は、検討あるいは研究という言葉がたしか使われているかと思いますが、この辺は期待しているところなのですが、確かに大きな費用を要するようところが、結果的には残っているわけでありましてけれども、ゴンシロ川ばかりではなくて大きく分けて6カ所あるようですが、そういうところの人たちの要望を聞いて全てをすぐできれば、これにこしたことはないのですけれども、費用がかかるということは、単年度で工事が終わらなくても、数年に分けて段階的に、継続しながら目的を達成するという工事手法もとれるわけです。水道に限らずいろいろな、側溝であろうが何であろうが、毎年100メートルくらいをやって3年、5年で完成させている、こういう工事事例もあるわけですから、水道や下水道に関しても、複数年にわたってでも結構ですから、市民の皆様にも、こういう6ブロックないし、それ以外の方たちの要望、希望に寄り沿った行政の施策を考えてもらいたいと思います。

市民は平等。給水区域内の市民と給水区域外の市民との整合性を今後どうとっていくのかということが問われているわけで、そのためには複数年かかってでも事業を継続しながら目的を達成する、願意に応じてあげるのが一つの方法ではないのかと思います。この辺の考え方はいかがですか。

○水道局長

給水区域外の方々、もしくは下水道が整備されていない区域の方々についてなのですが、現状、我々が押さえているのは、今回、陳情があったゴンシロ川流域の方々と、私も本日、その住民の方と少しの時間だけお話をさせていただきました。

実際、それ以外の地域の方々については、水道局に直接的な要望等が、来ていないという現状でございますので、まずは住民の方々がどういったことを考えているのかをお伺いした中で、最終的に整備には当然、費用がかかるわ

けですから、そういったことも含めて、水道局でどういったことができるのかを検討したいと思います。

ただ、水道事業については、先ほど答弁させていただきましたとおり、現状の給水をするという形になると、今回、星野町の地域の水道管敷設については、やはり数千万円から1億円くらいの金額がかかるという試算も出ており、そういったことが、ほかの地域にも当然考えられることがありますので、そういったものも含めて、慎重に検討してまいりたいと考えております。

○委員長

前田委員の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後4時26分

再開 午後4時51分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

○小貫委員

日本共産党を代表して、議案第28号は可決、陳情第4号ないし第6号は採択を求めて討論をいたします。

初めに、議案第28号小樽市建築基準法施行条例の一部を改正する条例案です。

興行場等として既存の建築物を利用するときに、新建設の場合に制限となっていた要件を緩和して許可するものであり、住宅地などでは、近隣住民に不利益が生じることが考えられるので反対です。

次に、陳情第4号「ばるて築港線」塩谷までの延伸方についてです。

塩谷地域には総合病院がなく、スーパーは存在しません。駅前の交通網だけでなく、陳情にある各病院を回るばるて築港線の延伸は必要です。

次に、陳情第5号星野町ゴンシロ川流域（星野町71・172地域）の上水道整備方についてです。

古くから住んでいた方が給水に困難を来しており、対象住民の方の願いは、安定した給水の確保が願いであり、原因者であるチサンカントリークラブ銭函との調整や住民が困難に感じていることを市も積極的に関与していくことが必要です。

次に、陳情第6号天狗山ロープウェイ線最上団地停留所に冬期間も停車することの要請方についてです。

市として、冬期間もバスが安全にとまれる環境をつくるなど、事業者と協力をした上で、冬期間もバスがとまれるように対応することが必要です。

いずれの陳情も願意妥当であり、採択を求めます。

以上、討論といたします。

○委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第5号について採決いたします。

継続審査と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

可否同数であります。

よって、小樽市議会委員会条例第15条第1項の規定により、委員長において継続審査の可否を採決いたします。

本件につきましては、委員長は継続審査に賛成と採決いたします。

よって、継続審査と決定いたしました。

次に、議案第28号並びに陳情第4号及び陳情第6号について、一括採決いたします。

議案第28号は可決と、陳情は継続審査と、それぞれ決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

議案第23号は可決と、所管事務の調査は継続審査と、それぞれ決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。